

# 大川市議会第3回定例会会議録

平成24年9月6日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

|    |      |     |       |
|----|------|-----|-------|
| 1番 | 内藤栄治 | 10番 | 箴島かおる |
| 2番 | 吉川一寿 | 11番 | 岡秀昭   |
| 3番 | 古賀龍彦 | 12番 | 石橋正毫  |
| 4番 | 池末秀夫 | 13番 | 井口嘉生  |
| 5番 | 水落常志 | 14番 | 永島守   |
| 6番 | 石橋忠敏 | 15番 | 福永寛   |
| 7番 | 今村幸稔 | 16番 | 古賀光子  |
| 8番 | 中村博満 | 17番 | 川野栄美子 |
| 9番 | 平木一朗 |     |       |

## 欠席議員

なし

## 2.地方自治法第121条の規定により出席した市吏員

|     |   |      |      |   |      |      |   |   |   |   |   |      |
|-----|---|------|------|---|------|------|---|---|---|---|---|------|
| 市   | 長 | 植木光治 |      |   |      |      |   |   |   |   |   |      |
| 教   | 育 | 長    | 石橋良知 |   |      |      |   |   |   |   |   |      |
| 会   | 計 | 管    | 理    | 者 | 長    | 宇木博子 |   |   |   |   |   |      |
| (兼) | 会 | 計    | 課    | 長 |      |      |   |   |   |   |   |      |
| 消   | 防 | 長    |      |   |      |      |   |   |   |   |   |      |
| (兼) | 警 | 防    | 課    | 長 | 田中晴彦 |      |   |   |   |   |   |      |
| 経   | 営 | 政    | 策    | 課 | 長    | 中島久幸 |   |   |   |   |   |      |
| 総   | 務 | 課    | 長    |   |      |      |   |   |   |   |   |      |
| (併) | 選 | 挙    | 管    | 理 | 委    | 員    | 会 | 事 | 務 | 局 | 長 | 今泉貞則 |

|  |           |
|--|-----------|
| 企 画 調 整 課 長                            | 本 村 和 也   |
| 農 業 水 産 課 長<br>( 併 ) 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 添 島 清 美   |
| ク リ ー ク 課 長                            | 古 賀 政 彦   |
| 都 市 建 設 課 長                            | 石 橋 徳 治   |
| 上 下 水 道 課 長                            | 武 下 知 寛   |
| 消 防 本 部 総 務 課 長                        | 大 淵 慶 人   |
| 学 校 教 育 課 長                            | 持 木 芳 己   |
| 監 査 事 務 局 長                            | 石 橋 新 一 郎 |

3 . 本議会の書記は次のとおりである。

|               |           |
|---------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長   | 古 賀 文 隆   |
| 議 会 事 務 局 書 記 | 永 尾 龍 之 介 |
| 議 会 事 務 局 書 記 | 和 田 孝 紀   |
| 議 会 事 務 局 書 記 | 古 賀 章 子   |

4 . 付議事件

1 . 一 般 質 問

1 . 花宗川強制排水ポンプ設置に関する調査特別委員会設置についての動議

1 . 提 案 理 由 の 説 明 、 採 決

1 . 花宗川強制排水ポンプ設置に関する調査特別委員会設置

1 . 委 員 会 付 託

1 . 委 員 の 指 名

## 5 . 一般質問通告

| 発言<br>順位 | 議席<br>番号 | 氏 名     | 質 問 要 旨                               |
|----------|----------|---------|---------------------------------------|
| 1        | 14       | 永 島 守   | 1 . 市長の市政に対する取り組み姿勢について               |
| 2        | 17       | 川 野 栄美子 | 1 . 九州北部豪雨による三又校区被害について               |
| 3        | 6        | 石 橋 忠 敏 | 1 . 防災事業としての花宗川及び新橋川強制排水ポンプ<br>設置について |
| 4        | 4        | 池 末 秀 夫 | 1 . 防災対策について                          |

午前9時 開議

議長（中村博満君）

皆様おはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

それでは、日程に従い、これから一般質問を行います。この際、お願いいたします。

一般質問の発言時間につきましては、答弁を含め1時間30分程度でお願いいたしたいと思  
いますので、この点、執行部におかれましても何とぞ御協力のほどをお願いいたします。

それでは、順次発言を許します。まず、14番永島守君。

14番（永島 守君）（登壇）

皆さんおはようございます。昨日はいろんな出来事があったわけでございますけれども、  
いよいよ政府と尖閣の地権者の話が相調ったようでございますけれども、さてその行く末は  
どういうふうになるのか、大変不安もあるわけでございますけれども、それでは質問に入り  
たいと思います。

月日がたつのも本当に早いものでございまして、前回、私はこうして6月議会におきまし  
て何の結論も得ることができなかつたわけでありましたが、今回は植木市長の行政に対する思  
いの中より即答できる分についてしっかりと発言をいただきたいものだと思っているわけで

ございます。

さて、既に皆さん御存じのとおり、我が国は周辺諸国間において解決のその糸口さえも見えてこない多くの問題を抱え込んでいるのは皆さん方既に御存じのとおりでございます。連日報道される領土問題と与野党による解散政局は国民生活をおざなりにし、そして自民党総裁選、さらには民主党代表選で政策論争を放棄し、そして選挙の顔選びに明け暮れる、全国民の不安と不信をさらに大きく強くいたしているような現状がございます。

国民生活が第一とあれほど約束したはずの民主党は、国民生活を後回しにして保身選挙に走ったようであります。領土問題が日増しに激化する中、これまでの国防に対する意識の低さが他国に見透かされてしまったようでございます。今後の学校教育、そのような場に対しましても政治行政にかかわる者として、さらに関心を持たざるを得ない、我が国の教育と、そして中国、韓国の教育とは随分かけ離れたものがあるわけでございます。自民政権下におきましては、多くのアジア諸国間においてさまざまな外交ルートがあったにもかかわらず、その全てを民主党においてなくしてしまったようでございます。弱腰外交の現政府は国民を守ることなど果たしてできるのでしょうか。私は、過去、市長に防衛意識についてお尋ねをいたしました。植木市長は国防について、これは国がやることと軽く流されたと記憶をいたしているわけでございます。そのような安易な考えが国民の国防と愛国に対するその意識を低下させてしまうことは、これは紛れもない事実であります。それに気づかなければならないわけであります。今や日本の国防意識の低さは全世界に露呈し、これまでのアジアの大国、果たして皆さん日本はどこへ行ってしまったのでありましょうか。韓国、李明博に今の日本はかつての強国ではないとばかにされる始末ではありませんか。まことに情けない限りであります。

民主党政権は国を守るという使命感などみじんにも感じ取ることができない。鳴り物入りで達成された政権交代は果たして何だったのか。日本外交は大きく後退してしまったではありませんか。祖国防衛のかなめが日米安保にあったことは誰もが知るところであります。鳩山由紀夫による沖縄普天間移設について、何一つとして実現性のない最低でも県外、そのようなばかげた発言によって、日本の安全・安心はその不安と不信となってしまったわけがあります。鳩山発言は、日米同盟、さらには日米安保に大きなひずみをつくっただけではなく、極東アジアにおけるその抑止力さえ低下させてしまったようであります。無責任きわまりない鳩山由紀夫の発言は沖縄県民の心をもてあそび、多くの県民の気持ちを踏みにじり、

そして取り返しのつかない我が国の歴史に大きな汚点を残し、さらには日本国家を運命の岐路に立たせてしまったと言っても決して皆さんこれは過言ではございません。このような行為は、政治、行政にかかわる者として、国を担う総理として決して許されることではないわけであります。総理経験者は政治から身を引くべきとみずからが発言するも、次期国選に意気揚々と備えているではありませんか。沖縄県民に対して罪の意識を感じているのだろうか、まことに情けない限りであります。軽はずみな鳩山発言は、国民の期待と、そして希望を喪失させただけでなく、国民の生命と財産をも危うくしてしまったようであります。人の世の厳しさや国民生活の貧しさを知ることなく、無邪気にわがままで過保護に育った人間に国を背負うことなど到底最初から無理な話であったわけであります。鳩山由紀夫にたとえいつときでも国の将来を託したことは、我々国民の大きな汚点であり、また罪であったかもしれませぬ。

米軍の新型輸送機オスプレイ配備について、沖縄県民に今さら理解を得ることなどまことに困難であると言わざるを得ないわけであります。鳩山発言は、多くの沖縄県民に何をもってしても癒すことのできない深く重たい傷を負わせてしまったのであります。野田政権が問責による不信任を受けた今、鳩山由紀夫はこのまま政界に居座り続け、何をしようと思っているのでしょうか。まことに罪深い人間であり、本当に罪の意識など持ち合わせていないのでありましょ。これまでの数々の所業は政界から身を引くことにあると言わざるを得ないわけであります。

日米安保のひずみをつき、歴史捏造国家、韓国や、ならず者国家、北朝鮮、さらには不満分子を巧みに操る一党独裁国家、中国に皆さんいいように扱われているではありませんか。国政を担うには民主党は余りにも無知で幼過ぎたようであります。隣国、李明博による子供じみた竹島への上陸はまことに滑稽としか言いようがなく、これまで親日家を装ってきた李明博は身内の不祥事に自身の立場を見失い、これまで先人たちが築き上げてきた二国間の信頼を一瞬にして消し去ってしまったではありませんか。我が国よりの親書でさえ受け取りを拒否するなど、国家を担う人間としては到底思えない、国際社会の常識をみじんも感じ得ない、そのような人間のようにあります。このような人間に何をもって当たればよいのか、今の民主党政権が右往左往する姿が目には浮かぶようであります。

齒舞、色丹、国後、択捉の北方四島は我が国固有の領土であります。また、島根県竹島は1952年、時の李承晩政権の手によって歴史を捏造され、そして国際法に反して李承晩ライン

なる竹島を取り巻く、そのような形で軍事力を背景に一方的に線を引き、その後、多くの日本漁船を拿捕し続け、我が国の漁民を苦しめ続けてきた、今の現在に至っているわけであり、当時、我が国は大東亜戦争での敗戦国であり、海軍や今の海上保安庁もない時代でありました。反論も通じることなく、これといった対抗策もなく、韓国は不法に占拠し、今なお実効支配し続けている現状があるわけであります。

先日8月10日、我が国の終戦記念日を目の前にして李明博大統領が竹島上陸して以来、連日報道され、反日運動、横断幕には我が国日本をいまだに軍国主義国家と名指しするなど、韓国政府は幼少期から徹底した反日教育を続け、歴史捏造を繰り返しているではありませんか。我が国にとってはあり得ない、とても正気とは思えない異様な抗議行動であります。背筋が寒くなるほどと皆さんそのように感じられませんか。たとえ民族性とはいえ、まことに理解しがたい行動であり、本当にかわいそうな民族だと言わざるを得ない部分が多くございます。幼い子供たちにまで及んだ洗脳支配教育はまことに不気味であり、未恐ろしい教育でもあるわけであります。中国や韓国による言動は、大東亜戦争による敗戦国と勝戦国のその立場を再現しているかのように思われてならない。まことに情けなく、残念な思いがいたすわけでございます。勝てば官軍、負ければ賊軍のその例えのとおり、やはり戦には皆さん勝たなくてはならないわけであります。

今回の李明博の竹島への不法上陸行為により、日韓関係は険悪な道へと向かうことは皆さんこれも明らかなことでございます。竹島上陸は慰安婦問題に不満を持ってのことだなどと発言がなされておりますけど、既にこの件については政治決着済みではありませんか。李明博政権による無意味な、意味不明な行動としか思えないわけであります。慰安婦問題そのものが何の根拠もないことであります。このことはぜひ皆さん方も御理解をいただきたいものだと思うわけでございます。国政を担っているその立場を忘れ、感情をむき出しにして行動してしまう李明博とは何と浅はかな人間でございましょう。二度と我が国に訪れることがないにしても、我が国の天皇に対して8月14日の非礼発言はまことに無礼千万であります。一国を預かる国家元首の発言とは到底思えない。国際社会における非常識きわまりないそのような言動だとしか言いようがないわけであります。韓国政府に対して即刻謝罪を求め、李明博に天罰を、そして韓国に制裁を実行しなければならないわけであります。

中国人による尖閣への領海侵犯や不法上陸とてしかり。政府の対応は決して評価できるものでは皆さんないではありませんか。今後、東京都が買収することはございませんけれども、

いずれにしても、国有化しようが、誰の目にも明らかな実効支配をやらなければ、今回のようなえせ活動家なるやからが再びやってくる可能性も決して否定できないわけであります。軍事力を強化した一党独裁の欲張り国家、中国は尖閣諸島周辺海域に石油埋蔵の可能性が指摘されると、いち早く過去の歴史を何万年もさかのぼり、領有を主張し始めたことは皆さん御存じのとおりであります。軍事力を背景に我が国の領海侵犯を続ける中国が何と言おうが、どのような行動を起こそうが、尖閣は我が国の固有の領土であります。たとえ一戦交えても死守しなければならない尖閣でございます。島根県竹島同様、我が国の先人たちが尖閣に生活の根拠を皆さんしっかりと刻み込んでいるではありませんか。

このような歴史捏造国家、韓国や中国にどのような対応が必要なのか、民主党にはその知恵がいまだに見出せないようでございます。したたかな中国や韓国、さらには北朝鮮に今の民主党が対応できるはずがありません。民主党野田政権は問責決議によって土俵際に追い込まれ、今後は解散選挙一色の政治空白になるわけでありますが、国内外において山積された問題を放置したまま多くの国民が心配してきたとおり、国民無視、そして国民の生活は第2のそのような政治の道を選んだようでございます。国民をおざなりにし、たとえきれいごとを並べ立てても、やはり政治家保身中心で国民生活は第2のようであり、今後国民の批判はしっかりと覚悟していただかねばならないわけであります。

もう保身中心の政治には任せられないと、そのような思いから、私は過去の質問を受けまして、再度お尋ねとその確認をいたしたいと、そのような思いでここに立たせていただいております。

近年の我が国は、毎年国の顔がすげかえられる、世界の首脳は誰を相手に応じればいいのか迷っているようであります。国際社会における信頼は本当に皆さん期待できるものはないではありませんか。今後は地方が国にかわりしっかりと自立していかなければなりません。中央集権政治より地域主権政治を皆さんぜひ近いうちに実現させなければならぬわけであります。次世代の政治家、政治、行政にかかわる者たちへ残すべき基礎づくりをしっかりと今から果たしていかなければならぬわけであります。力強い国家を築くために、そして国づくりは地方から始まっていくわけであります。そして、真実と正義をもって国家防衛にしっかりと皆さん国民挙げて今後は取り組んでいく必要があるわけであります。

市長も我が国が日米安保のひずみの中にすきをついた領土侵害を繰り返し受けていることは既に御存じかと思うわけでありますけれども、当然御存じのはずでございます。私はこの

状況を目の当たりにして、行動の手段もなく、ただ静止するだけの自分に日本国民として物すごい罪悪感を日々感じているときでもあるわけであります。市長は国防は読んで字のごとくと言わんばかりに国がやることとこれまで軽く流されてきたわけであります。今、我が国の現状を察し、どのような私見をお持ちか、真意を求めたいと思うわけであります。

我が国の自衛隊は、御存じのとおり約26万人であります。昨年の3.11、東日本大震災の災害復旧に出かけた自衛隊員は約10万人であります。このような現状の中に、市長は国防はこれで十分だというふうにお思いになっているのでしょうか。我が国は海洋国家であり、どこからの侵入も可能であります。地方は地方で守る、市長が言っているのとおり、国が地方の隅々まで果たして守ることができるかと本当にそのように思っておられるのか。今でも市長がそのような考えであるとするなら、市民や国民は市長のあなたの考えを全て否定することにつながると、そのように思うわけであります。

地方における地域住民の生命、財産を守らなければならない、守るのは誰なのか、それは市長であります。有事の際は地方自治体の首長が指揮をとる、このことは紛れもない事実であります。地域の行政責任者としての心構えとその準備は常にしておかなければならないのであります。昨年の東日本の大震災による原発被害で弱り切った今、周辺諸国の心ない行動は日本国民として皆さんこれは絶対忘れてはなりません。日本人が思っているほど中国や韓国、北朝鮮、さらにはロシアが話せばわかる、そのような国でないことは政治や行政にかかわる皆さんが一番御存じのとおりであります。これからはそのようなしたたかな敵国から、そして多くを学びとることも皆さん必要であります。

皆さんが思い知らされてのとおり、有事と災害はいつ起こってもこれは決して不思議ではございません。昭和28年の水害以来、幸いにして大きな被害もなく過ごしていることができるのも、これも事実でありますけれども、今回の北部九州の集中豪雨災害がすぐ皆さんのそばで発生したわけではないですか。国の安泰と地域の安心を願い、国防と並んで防災に努めていかなければなりません。今や国内外において言えることは、ただいま我が国は非常事態であります。人の弱みや国の弱みにつけ込んだその行為は、相手を倒す一番の方法であることは皆さんが御存じのとおり、スポーツを通じて誰もが学ぶことであります。もちろんペナルティーや反則をとられることもあるでしょう。そして結果責任において国家の命により投獄されることすらあるわけであります。国際紛争増加の近年、世界秩序の中に真の判事、審判はいるのでしょうか。国際法はあっていないようなものだと言われておりますように、小国



には厳しく、常に大国が正義となされているのもこれまた御存じのとおり事実でございます。小さな弱い国は軽い気持ちで裁き、そして罰を与えても大国は裁けもしない、そして決して裁こうとも思わない。国家の裁きは果たして誰がやるのか、まことに疑問があります。正義など皆さんどこにもないではありませんか。市長、我が国にも有事はあり得るはずであります。国防は国がやることと軽く受け流す、そのような軽い言動が非常時において我が国の国民の生命、財産を失うことになることをぜひ気づくべきであります。国防なくして国家の存続はあり得ません。祖国の安泰を願って、異国の地に国家の礎となって散っていった多くの先人、英霊たちに対する冒瀆であります。私は連日報道されてきた尖閣、竹島、李明博発言、北方四島等、状況を聞くたびに、目にするたびに心臓を針でつつかれているような思いがするわけであります。日本国民として当然であります。愛国の心を持つ多くの国民とて同様、悔しい思いとそしてその悲しさに嘆いているではありませんか。防災も国の防衛も備えであります。

このたびの北部九州の集中豪雨の災害は、皆さん知ってのとおり、ごく身近な地域が甚大な被害を受けたわけであります。大川は幸い大きな被害は逃れることができたわけですが、そしてほっとしているような、そのような時期ではありません。花宗川の内水面の氾濫は予測をしておかなければならない、そのようなときであります。大川は最下流に位置することを決して皆さん忘れてはなりません。災害は所を選ばずやってくるわけであります。昔の人は言いました、災害は忘れたころにやってくる。生き物の世界も同じです。疲れ切ったところを襲われる、弱り切ったところにつけ込まれる、まさに皆さんそのとおりではありませんか。災害は本当に怖いものであります。水害の恐怖は遭遇した者でなければわからず、瞬時にして何もかもが消え去るわけであります。大川は28年の水害以降、大きな水害こそありませんけれども、一部には毎年被害が出ているのもこれは同志の皆さん、さらには公署設置の皆さん方が一番目の当たりで御存じのとおりでございます。地球環境の大きな変化によって、近年これまで予測のできなかつたゲリラ豪雨が全国あちこちで発生をいたしております。大川市においても花宗川周辺住民は不安の中、そのような生活を余儀なくされているのも、これも行政の方々が既に御存じのとおりでございます。花宗川における高潮対策として、花宗防潮水門は平成14年3月に完成を見たことは皆さんが御存じのとおりであります。私は当時、平成3年、市議会に初当選をいたしました。そのときは既に期成会も存在していたわけではありますがけれども、私も期成会に同行し、陳情活動、要望活動等重ねてまいったそのう

ちの一人でもあるわけであります。同時に内水対策のため、花宗川下流への強制排水ポンプ設置につきまして、国に対しまして陳情、要望を重ね続けてきたわけでもあるわけであります。

あわせまして、次の事業着工予定でありました新田三条野地区における金剛院防潮水門建設に多額の費用を要するため、その間しばらく待つてほしいとの返答をいただいていたはずであります。その事業も着工より10年を経過し、本年の3月に見事完成を見たわけであります。今回の北部九州の集中豪雨による被害を目の当たりにされ、花宗川強制排水ポンプ設置について、植木市長がどのような思いを持って対応されようと思っておられるのか、伺いたいものでございます。市政担当7年にわたる行政運営の中、花宗川へのポンプ設置について、国への要望は当然継続中であるかと思うわけでありますけれども、その結果等についてこの場で御報告を願いたいものだと思うわけであります。

衆議院の解散も目の前に迫っておりますけれども、たとえどこが政権を担っても国民の生命、財産を守るという責任ある事業はしっかりとこれは国にも果たしていただかねばならないわけであります。何度も申し上げますが、何事も皆さん、そして執行部の皆さん、備えは必ず必要なんです。国政の安定が望めない今日、国策の不安定な中、国民生活を重視したこの地方がしっかりと頑張っていかなければなりません。中央政権から地域主権、これからの地方はしっかりと人材の育成も図っていかなければならない、そのような時代が来たわけであります。市長、人材の育成はどのようになされているのですか。地方分権はまだまだ遠いものと思っはいいないですか。私はこれまで市職員のいろんな件について申し上げてまいりました。人員の配置は適材適所に行われているのか、まことに心配なことでございます。地域主権の時代がやってくれば、何でも地方で考え、地域における責任政治を我々もしっかりと果たしていかなければなりません。今の国家官僚にまさる、それまでとは行かずとも、せめて劣らない、そのような地方官僚に当たる職員の育成ができなければ、地方の小さな政府は維持できないわけであります。

議会とて同志の皆さん、同じでございます。議員のみずからの意識の改革を図っていかなければならない、そのような時代のはずであります。議員定数の削減をこれまで私は叫び続けてまいりました。この議員定数の削減は、皆さん方の御協力を得てしっかりと果たしていかなければならない、そのように私は思うわけでございます。行政にまさる政治をもって、行政に対してしっかりとチェック機能を果たさなければなりません。日ごろのささいな議員

活動、その褒美のような公費を使った視察と称した旅行について、議会みずからが改善を、改革をしていかなければならないと強い思いを持っているのも、これは私だけではないかと思うわけであります。市民の多くはまだまだ議会や議員、その活動と必要性について理解がなされていない、そのような思いをするとまことに残念の一言でございます。私はこれまで多くの行政と議会をのぞいてまいりました。その結果、何が必要で、何が無駄なのか、疲弊し切った地方財政において多くの無駄と思える人や物、そして予算は勇気を持って削減をしていかなければならないと、そのような時代をぜひ市民、議会、さらには行政、御理解を願いたいものでございます。

私は、これまでの市長に対する思いの中で緊縮財政政策における市長の成果報告らしきものをお聞きしてきたわけでありますけれども、この件についてはまた自席にてやりとりをいたしたいと思うわけであります。また、企業誘致事業につきましても再度お尋ねを申し上げたい。そしてしっかりと反論、そして上手な言いわけをまた聞かせていただきたいものでございます。6月議会に触れました副市長の件について、これも自席よりしっかりと私は否定発言をさせていただくつもりでございます。目玉事業等々につきまして時間がございましたならば、多少触れさせていただきたい。

私の壇上からの発言は以上をもって終結させていただきますけれども、あと自席からの再質問については御答弁のほどしっかりとお願いを申し上げます。ありがとうございました。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）（登壇）

おはようございます。早速でございますが、永島議員の基本的な姿勢、本市行政に対する取り組み姿勢ということを中心に基本としたおただしであるということで答弁をさせていただきたいと思います。

市政を担当させていただいて7年が過ぎました。私たちのふるさと大川は、水と緑の大地の中を筑紫次郎と呼ばれる大河が泰然として有明海、有明の海に注ぎます。南のほうを遠望すれば波静かな有明海、さらにはかなたには普賢岳の山もかすみます。美しいふるさとは詩情豊かな古賀メロディーの曲想をも育んできたというふうに思っております。この大地に住まうことを決めた祖先たちは、この川、この大地の上によきなりわいを立てて、雄渾の自然とともに誇り高く生きてきたというふうに思っております。田をすき、川や海に行って貝や魚

をとり、そして日田の杉材に研ぎ澄ましたのみの刃先を当てて、それこそ誇り高く生きてきたというふうに思います。この祖先たちが知恵と、それから汗をしみ込ませたこの大地の上に美しいまち、誇り高いまち、そして心豊かなまちをつくって次の世代に手渡したいと、私はそういうふるさとへの思いをそのように捉えて市政を担当してまいりました。

目指すまちの姿といたしましては、暮らし彩る匠の技のさえるまち、大河のほとりで自然の恵みがきらめくまち、そして樟風の香り・子供の笑顔が輝くまち、これを目指す3つのまちのイメージとして取り組んできたというふうに思っております。それを実現するための推進力は、日本の木の文化を支える基幹産業を中心とする産業力、農水産業の基盤を支える豊かな自然力、家庭環境、地域のきずなに支えられた教育力、そして悠久の歴史と伝統に支えられた郷土文化の継承を内容とする伝統力、これを大川再生の4つのエンジンに見立てて政策を組み立ててきたところであります。さらに、それを行政の上で実現していくための方策、かじ取り方針といたしましては、職員任せではなく、常に行政の先頭に立つ陣頭指揮、市民の知恵と力に連携する市民協働の理念、市民と情報を分かち合う情報公開の徹底、そして費用と効果をできるだけ説明する、いわゆる説明責任を心がけてきたところであります。

これまでを振り返りますと、多少6月議会の答弁と重なる分もありますけれども、財政危機が叫ばれる中での就任であり、現実には159億円もの借金のほか、土地、負債など隠れた借金が28億円（38ページで訂正）、一方では貯金に相当する財政調整基金はわずか360,000千円という状況でありましたので、財政再建、財政の健全化を目指さなければ夢を描くことすらできない。先立つものを確保する手だてを講じなければ、次の世代への責任を全うしたことにはならない。よって、財政の規律を基本に据えてきましたので、箱物の建設でありますとか大型の施設設備など大ぶりで見ばえのよい政策はありませんでしたが、地味でも必要な施策、政策を着実に確実に実施してきたと考えております。

財政の状況につきましては、平成23年度末で市債の残高は152億円となり、土地、負債などの隠れた負債の解消を含め、就任当初から比較いたしますと約24億円の削減となったところであります。さらに、貯金に相当する財政調整基金は360,000千円から今年度積み立て分を含めると約18億円に達し、財政の基礎的条件は相当改善をし、当面財政破綻の危機は去ったと考えております。財政規律を維持した財政運営は市政を担当する者としてはまことにつらいものがあります。多額の借金をして予算を膨らませて、できるだけ市民の要望に応えていきたいと正直な気持ちであります。しかしながら、市税収が40億円を割り込む中で、毎

年15億円もの借金払いをずっと続けていくことはできません。ローン地獄の状態を一刻も早く抜け出さなければ夢を描く心の余裕さえ生まれてこないわけであります。一般会計の予算規模は約130億円程度であります。義務的経費を含め経常経費などの所要額を差し引きますと、私の手元に残る政策経費は約10億円程度しか残りません。これをもって道路、橋梁、クリーク整備、産業振興、農水産業政策、環境政策、教育、医療、消防防災など、あらゆる政策をカバーしていかなければなりません。借金払いの減少を政策経費への増加へとつなげることでより幅広く市民の要望に応えることができると考えております。緊縮型の財政運営をすれば、市民の皆さんに対するサービスが手薄になることは否めませんが、財政を確かなものとして将来への備えを怠らないためには、誰かが嫌な役回りを引き受けなければなりません。増税や緊縮財政運営は市民的、国民的に不評な政策であることは承知しておりますが、政治の一つの姿勢としてそのこのところに向き合ってきたところであります。

夕張はなぜ財政破綻をしたのか、夕張炭鉱の閉山によってそれにかわる産業政策として打ち出した観光産業は、一時期は成功いたしました。その後も歴史村やテーマ型の箱物建設など借金を重ねて夢の形を具体化し、多くの市民もその夢の政策を長きにわたって支持をしていきました。しかし、御承知のように、政策担当者や市民の思いとは裏腹にリゾート開発ブームの終えんとともに、夢はうたかたのように消え、膨大な借金と赤字再建団体という不名誉と事業の残骸が残りました。大向こうをうならせるような政策は人気を博することはよくありますが、それと同時に大きなリスクも内包いたしております。

本市における高度経済成長期から長く続く借金構造と預貯金実質ゼロの状態は連綿として続いてきました。そして、これからも続く大川市の歴史の中での現在の立ち位置を考えれば、財政を建て直すことは今を置いてしかないと考えております。この7年間、緊縮財政を基本としてきましたが、従来からの継続事業のほかに新規事業の立ち上げも数多く行ってまいりました。主な財源は職員給与をメインとする人件費の削減で賄ってきたところであります。今後、少子・高齢化が進めば担税能力も落ちてくる可能性があります。今まだ力のあるうちに債務を減らし、次の世代が飛躍する基盤をつくる作業は今を生きる我々の責務と考えているところです。財政の健全化によって出てきた余力は誰のものでもありません。全て市民の皆さんの財産でありますので、将来いかようにも使える資金となります。どのような政策が政治的にすぐれた政策なのか、大ぶりの政策を求めることも、夢を語ることも大切であります。文字どおり身の丈を認識しながら着実な政策を積み重ねていく、これを世代を

継いで積み重ねていく、このことによって政策リスクを回避しながら、いつの間にか大きな結果を手にする、そのような考えも大切であります。アングロサクソンを初めとするヨーロッパ人のある意味での偉さは、100年単位、200年単位の時間スパンで物事を見、物事をなし遂げようとする強い意思であります。さらには、彼らには知識や資産をストックしていくある種のDNAを感じる時もあります。私どもは一つの市政の運営者ではありますが、世代を継いで物事を完成に持っていき、そういう考え方も大切なことと考えております。今に生きるみずからの幸せだけを求める市民は多くないと思います。今後さらに意のあるところを丁寧に説明して、市民や議員の皆様方の御協力を賜ってまいりたいと考えているところであります。

具体的な質問として国防に触れられました。国防白書によりますと、平成22年12月に新たな国防計画の大綱、いわゆる防衛大綱と中期防衛力整備計画、中期防が策定をされました。この防衛大綱では現下の防衛環境、安全保障環境を踏まえて、防衛力の運用に焦点を当てた動的防衛力という考え方が打ち出され、効果的な抑止と対処を確保するとともに、アジア太平洋の安定及びグローバルな安全保障環境の改善に取り組むこととされております。現在、動的防衛力の実現を目指し、新たな中期防のもと、自衛隊全体にわたる装備、人員、編成など抜本的な見直しを行うため、防衛力の実質的向上のための構造改革が進められていると聞いております。その背景をなすものは、御指摘のような北朝鮮の核ミサイル問題が依然として予断を許さない状況にあること、また、中国については軍事力の広範かつ急速な近代化を進め、我が国周辺地域において活動を活発させていることなどがあります。さらに、ロシアの軍事活動も引き続き活発の傾向にあるとされております。こうした状況の中、自衛隊の即応体制、統合運用体制、国際平和協力活動の体制強化、冷戦期から整備された装備、編成を縮減した上で部隊の地理的配置や運用を見直すほか、南西地域も含め警戒監視、洋上哨戒、防空、弾道ミサイル対処、輸送、指揮通信などの機能の強化、科学技術の発展への対応などを重視して自衛隊の体制を整備することとされております。

国防政策につきましては、外交、安全保障、通貨政策、エネルギー政策とともに、今後いかなる形で地方主権改革が進展しようとも国の専権事項であります。しかしながら、近隣アジアの軍備の拡張と、かなり露骨な示威活動を目の当たりにいたしますと、現在の装備及び体制並びに法整備の状況では果たして島嶼防衛などにおいて十分な準備状態にあるのかどうか、やや不安を感じるところであります。

政府は東日本大震災など全国で多発する大規模自然災害に有効に対処するため、国土の強靱化を新たに政策として取り組もうとしておりますが、国土の強靱化の中身として、相手が自然災害だけでなく、外国からの侵略に対しても強靱化が必要ではないかと気になるところであります。

次に、花宗水門の強制ポンプについての考え方でありまして、これは従前からずっと申しておりますように、これは議員各位も御承知のように、この大川というところは有明海6メートルという干満の大きな差がその影響を受ける地域であります。したがって、非常に治水上は難しい地域であるということから、花宗川、それから新橋川、それから金剛院、この3カ所について強制排水機の設置について要請を、陳情をしてきたところでありますが、今般、新橋川につきましては県の事業という格好でポンプの設置が計画をされ、さらに花宗川全体の整備計画としては新橋川周辺の堤防のかさ上げ、それから中古賀水門の改修、そういった全体的な計画が立案をされておまして、その具体化に向けて作業が進んでいると承知しております。それから、花宗本川につきましては、今後とも強制排水機の設置について粘り強く、主に国に要請をしていきたいというふうに思っているところでございます。

それからもう一つ、人材であります。これも限られた人数で、私が就任したときは360人余の職員がございましたけれども、現在は306人ですか、それぐらいの、非常にコンパクトな組織となっておりますけれども、一つの職員というのは財産でありますから、その財産である職員一人ひとりの資質が向上しますように、基本的には研修、あるいは外での研修、あるいは庁内での研修、勉強会と、そういったものを通じて財産である職員の資質を向上させていく、その中で適材適所で仕事をしていただきたいというふうに思っているところであります。

以上であります。

議長（中村博満君）

14番。

14番（永島 守君）

私の質問の趣旨を市長は少し取り違えておられるなというふうに思うわけでありましてけれども、確かに行政を担当するということは大変でしょう。あなたが申し上げられた6月の議会でも、これは答弁いただきましたけれども、市債、それから財政調整基金について、これは市長の市政報告会の中でも自分のこれまでの実績、多分実績等としての発言ではなかった

ろうかと思うわけでありますけれども、それでは、まあほかのことも申し上げることがいっぱいありますけれども、市長、まずここからお伺いしましょう。そしたら、あなたが借金の返済、市債を削減されたと、減らされたという分について、それと財政調整基金ですね、これを私の6月の答弁においては18億円ですか、360,000千円から18億円まで積み上げたんだということをおっしゃいましたけれども、これはその財源はどこから、何の財源、何をもってこの財源とされたのか、これをまずちょっとお伺いしましょうか。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）

御承知のように、一般財源といいますか、自由財源というのは市税、それから国からの地方交付税交付金、これが大きな柱であります。それに補助金を積み上げ、あるいは国、県からの負担金を積み上げて130億円という一般会計を維持して、それがおおむね六、七年、130億円オーダーで一般会計が組まれてきたというふうに思っておりますけれども、その18億円、要するに貯金がふえたというのは、私は一つはこういうふうに考えています。先ほども壇上から申しましたように、外から入ってくるお金は市税と交付金です。しかしながら、360人余いた職員、これが現在では300人ちょっとという数字まで落ちている。約60人くらい減っております。約2割削減です。仮に1人職員を維持するのに年間8,000千円、およそこれぐらいだと思いますが、給与と、それから雇用保険などを含めて考えますと、大体その程度だと思いますが、それで試算をいたしますと八六、四十八……（「短く言ってくれん、幾つもあるとやから」と呼ぶ者あり）はい。

480,000千円、フローで人件費は浮いております。ですから、そういったものを内部で、今まで使われていた経費を削減することによって政策経費に回し、あるいは政策に食い込まないように、そういったものを使って政策を行い、貯金もふえたと私はそういうふうに理解しております。

議長（中村博満君）

14番。

14番（永島 守君）

あのですね、市長、私が市長に申し上げているのは、これは後の企業誘致推進の事業に関連してきますけど、その実績等と、これによって市長が胸を張って市債を減らしたんだと、



財政調整基金をふやしたんだと言われますけれども、その財源というのはあなたが考えられた政策の中で、この7年にわたる政策の中で新たな税収、いわゆるそういうものをあなたも当時は掲げてあったじゃないですか。その結果として、今あなたが言われる職員が減少してきたんだと言われますけど、これは10年前から計画的に職員は減らしているんですよ、あなたが市政を担当する前から。さらには今のこのような財政の状況を見ながら、これは国も地方も早期退職者がふえているんですよ。ですから、あなたの就任前の退職者の平均年齢等々を、これは人事課で把握してあると思いますけれども、いろんな形での早期退職者が、これは大川だけでなく全国の地方自治体でも早期退職者がふえていることは当然市長も御存じだろうと思います。ですから、市長が掲げられた企業誘致の事業の成果が、私がこの事業をやった結果として、こういう新たな税収を得たんだと、だから借金も減らすことができたんだと、財政調整基金も積み上げることができたんだという、そういうものがあるなら私もわかるんですよ。しかし、あなたのですね、言わせていただきますと、最初の壇上の答弁によりますと、前振りできれいなことをたくさん言われました。市長は木に例えると、あなたはよく先人たちの言葉を引用した市長のひとり言だとか、いろんな形で先ほど壇上でもいろんなことを、私の6月議会においても、「明日伸びんがために、今日は縮むんです」という昭和初期の某大臣の言葉としてあなたは引用されて、言うならば今のあなたの行政運営上の緊縮財政の結果、いわゆる大きな見ばえのいい事業こそはやらなかったけれども、やるべきことは小さなことは着々と積み上げてきたんだと。私はしっかりとあなたの答弁について6月議会、精査させていただきました。中身について、執行部と打ち合わせの段階で、経営政策課長に私申し上げておりましたけれども、そういうくどくどしたわかり切ったことは答弁しなさんなど、あなたがつくったんですか。言っとったでしょう、それは。私は市長の言葉で、詰まらないように、私が申し上げるのは 今手を挙げてあるようですから、どうぞ。こちらでちょっとお話ししましょう。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）

答弁書につきましては、これは私が書きました。それから、今いろいろおっしゃいますけど、やはり考え方が少し私とは違うと思います。それはお互い政治家ですから、どちらが正しいということにもならないと思いますが、議員の言っておられることも正しいかもしれま

せん。しかし、私は少し違うのじゃないかと思います。つまり、思い起こしていただきたいんですが、実は7年前に減税をいたしました。固定資産税の減税、それは我々政策担当者にとっては本当はつらいことなんですけれども、その余力はそれはいろいろ市民ばらばらですから、あられるんでしょうが、少なくとも市民というレベルにはその力は残っておるはずで、大体1年間に固定資産税の減税額というのは1億円を超えているというふうに思いますけれども、その分は着実に確実に市民の間に力としてたまっている。その上で貯金として18億円がふえたということですが、その財源としては、一つは議員がおっしゃるように企業誘致で法人税、そういったものがふえて、それが貯金の原資になっている、これは一つの理想の形だと思います。しかしながら、それだけではないと。やっぱり無駄を省くという言葉は余り使いたくありませんけれども、内部経費を削減することによって将来の財政の危機に対して備えておく、そのためにはやはり緊縮財政も一つの手段であると。それは壇上からも言いましたように、今まだ力がある間に、少子・高齢化がどんどんどんどん進む途上でありませうけれども、多少力のある間に借金を返し、そして貯金を積み上げておかなければ、やっぱり次の世代が夢を描くこともできないんじゃないかと、そういうことで今まで財政運営についてはやってきました。緊縮財政はつらいものであります。

議長（中村博満君）

14番。

14番（永島 守君）

答弁いただきましたけれども、私は決して、あなたが今言いわけ一生懸命やっておりますけれども、それをあなたがやられたことについて否定をしているわけじゃないんですよ、私は。あなたがいろんな先人たちの言葉を引用した発言をされるから、私はここであえて申し上げますけれども、市長を木で例えると、それはいろんなきれいな花が見えますけれども、実がないんですよ。いろんな花火は上げられました。いろんな目玉事業も掲げてやってこられました。しかし、その中身がないんですよ。いろんなあなたのこれまでの実績、方策として6月の答弁によりますと、今回も同じような答弁をなされましたけれども、これは継続的にやらなければならない、そういう事業がほとんどなんですよ。だから、私がいつも申し上げているとおりに、どういう方法をもってこの大川市をやろうとされているのか。

いろんな話がありますから、飛び飛びになりますけど、そしたら壇上で申し上げました花宗川の強制排水ポンプの設置要望、これも私も平成3年、初当選後から、そのときは既にも

う期成会があったわけですが、期成会の中で目安ができた時点で、これもあわせて排水ポンプの設置をお願いしたいということは長年やり続けてきたんですよ。当時は期成会と担当委員会のメンバーで上京しておったんです。それが先ほど言われるように、まだまだ大川市の財政も当時よかったわけですから、そういう特別委員会も設置したことがあるんですよ。それぐらいですね、今は何もございませんけれども、そういう継続した、今見えてこない、それが。市長がどこで、これは議会がかかわりながら陳情してきた、その要望内容等について、結果等についても何一つとして、これはほかの皆さん方も御存じですが、成果の報告がない。どのような陳情をなされているのか、要望を出されているのか。誰とどういう形で、どこを窓口にやっておられるのか全くですね、これはお答えいただく必要ございませんけれども、それが見えないんですよ。だから、私はこの件に関してだけ、都市建設課のほうにお伺いをしました。今継続的にこの要望を出しているのかということを探ねましたところ、やっております。しかし、我々は全然知らないんですよ。どういうふうになっておるのか。今、新橋川でポンプ設置についてはいろんな論議がっております。この論議の中に私は決して参戦しようとは思いません。しかし、やっぱり自然の原理に倣ってやるならば、これは花宗川の最下流に強制排水ポンプの設置をするのが一番いい方法なんですよ。やらなくてはならない方法なんですよ。先月の災害等を思い返していただくとわかりますけれども、いつ大川でもそういう事態になるかこれはわかりませんよ。予測をしなかった箇所が幾つも決壊をしてみたり、そのために大きな被害を出しております。大川にないということはないんですよ、絶対。ですから、これは私はどういうふうになっているのか、市長が一人で多分お出かけになっているだろうというふうに思いますけれども、それをちょっと報告していただきたい。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）

基本的には、議員はもう御承知で言っておられると思いますけれども、議会も含めて陳情するというのがあります。それから、私と政策担当者といいますが、そういったところで陳情するのがある。大体時期としては、これも議員承知の上で聞いておられますが、大体11月、つまり次年度の予算が大詰めを迎えるころ、このころに陳情に行きます。以前は自民党政権時代は役所に行っておりました。このほうが非常に話がわかりやすいんです。お互い

によく知っていますから。ところが、民主党政権になりますと、いわゆる副幹事長と称する窓口担当がいらっしゃって、なかなか議論がかみ合わないという以前に、よく御認識がなされていない方もたくさんいらっしゃる。そういうところでつかさずるといいますか、非常にいらいらするところがありますが、我々がやっておりますのは、資料をつくって、そして基本的には役所に行って、そして担当者に、それも担当者も下位のレベルではなくて、これは議員も、議員のほかの皆さん方も目撃されておりますから知っておられると思うんですけども、1分でいいから部屋に入れてくださいと、そういうふうなことを言いますと、ドアのところまで出てきて、普通はそこで名刺交換で終わるんですけども、やっぱりそういう話をするを入れてくれるんです。そうすると、10分、あるいは15分というような話になって、非常に中身がよく相手に伝わります。こういうことを言うとなんですけれども、単によく見られる名刺を置いて、パンフレットを置いてという陳情ではなくて、できるだけ政策担当者に意のあるところを伝えるようにやってきたつもりでありますし、少なくともその成果が一つは出たんじゃないかというふうに思っております。

花宗水門につきましては、花宗川全体の治水ということを考えれば、確かに議員のおっしゃるとおりです。花宗本川に強制排水機をつけるというのが本筋であります。したがって、我々としては新橋川、花宗川、そして金剛院、この3カ所にはぜひ強制排水機をつけていただきたい、そういう資料をつくって、少なくとも私が就任しておった7年、今まで7回は本省に行って陳情いたしております。それはほかの議員さん方も知っておられることだと思います。

議長（中村博満君）

14番。

14番（永島 守君）

大體の話を市長からいただきました。しかし、陳情というのは、私は要望だとかいうのは決してそれだけではないと。ドア越しに話さえていただけないというふうなことでありますけれども、それは毎年の行事の一環みたいな形での、これは要するに10月、11月ですね、特に暮れ近くになると、それは国会周辺、特に赤坂等のあそこら辺の宿泊施設というのは、それはもう地方からの議員で、自民政権時代はそれはもう右往左往していましたよ、みんな。それぐらい歩いていると議員とぶつかるというふうな、そういうときもありました。しかし、今はそういう時代でないということはわかっておりますけれども、しかし、年に一

度の定期的なお願いで、これは日本全国全ての自治体がやるわけですから、ですから、自民党政権の中でも亀井静香建設大臣当時というのは、陳情書というのを要望書に変えろというようなことで、今現在全てが要望書になっているかどうかわかりませんが、それぐらい自民党政権の時代でも少しずつそういうものが変わってきたんですよ。しかし、やっぱり陳情が一生懸命あっているところはあっているんですよ。いろんな人脈ですね、そういう要するに根回し等によって陳情がなされております。

そしたら、市長にお伺いしますけれども、これ上京されたときにどのような形で、言うならばそういう窓口での話もできない、ドア越しの話もできないような状況の中で成果はあると思いますか。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）

よく答弁を聞いていただきたい。これは議員も陳情されているからよくおわかりの上で言っておられると思いますけれども、先ほど言いましたように、単にドア越しというか、机の上にパンフレットを置いて、名刺を置いてよろしく申し上げますという陳情は私はしておりません。留守の場合はしょうがないです、幹部が留守であればしょうがないです。しかし、いらっしゃるときは必ず入れてくださいと言って、大概入れていただきます。そして、一発一発うまくいきません、非常に大きな話ですから。しかし、事情はよくわかっていただく。特に役人同士ですから、よくわかっていただける。そういう陳情を私は非常に力を入れてやってきたと思います。私は霞が関にいましたから、陳情も間近に何年も見てきました。ほとんどが名刺と、それからパンフレットを机の上に置いてよろしく申し上げますと、このスタイルばかりでした。どうなるか、ほとんど東京都のごみなんです。ですから、ああいう陳情は本当に無駄と私も思いましたので、しかしながら、陳情は陳情として行く以上はできるだけ上位の方にお会いをして、そしてまさに陳情、状況内容を説明して御理解をいただくと、そういうことを今まで繰り返してきたつもりであります。

議長（中村博満君）

14番。

14番（永島 守君）

私と少し考え方が違う分もあるかもしれませんが、市長それがですね、私はいつも苦口

ばっかり言っておりますけど、それが市長、政治なんですよ。行政感覚でやられる要望だとか陳情だとかというのは、それは霞が関に市長もおってあったでしょう。しかし、政治家として学ぶのか、行政の延長線上で学ぶのかで全然違うんですよ。私は政治の話をしておるんです。言うならいろんな根回しも必要だろうし、言うならば前は手土産をわざわざ宅急便で議員会館のほうに、ある代議士のところに送って預かっていただいて、そういうお土産を配ることも、これはいいことか悪いことか、それは皆さんが判断されることですけれども、しかし、それぐらいみんなやっておったんですよ。そして、暇があれば時間がとれればその後でも、無理言っても出てきてもらって話をやっておったんですよ。そしてまた、役人も代議士そのものが同席させてくれたりしていたんですよ。これが政治なんですよ。ですから、市長は霞が関におられたと言いますけれども、どういう形でおられたのかわかりませんが、まだ発言中ですからね。わかりませんが、私は政治の話をしております。どうぞ。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）

何かよく理解できないところもあるんですが、我々は少なくとも私は行政官であると同時に政治家でもあるんです。議員が言っておられる趣旨は、根回しをしると言っておられるのかどうかちょっとよく意味がわかりませんが、当然私どもも地元国会議員の方々をお願いをして、そういう意味では根回しをしながら陳情を行っている。ですから、私の場合には行政の代表であると同時に、政治家という立場も持っておりますから、そういう両面を持って陳情をしているということでもあります。おっしゃるように、以前は今と陳情の姿が全然違っておりました。行きますと、いい悪いは別です、昔は、ちょっときょう夕方時間があれば新橋に出てきてくれませんか、焼き鳥を食べながら話しましょうよと、こういうのが非常に多かったんですね。それは非常にいろんな意味で本音の議論ができてよかったんですが、そういうことを政治と言っていいのかわかりませんが、今の時代はそういうことはなかなかできませんし、向こうも出てきてくれませんので、我々は政治という側面と、それから行政という側面、両面を持って相手に対応しているということでもあります。

議長（中村博満君）

14番。

14番（永島 守君）

市長は非常に言いわけが上手、話をすりかえるのが上手で、私が6月議会でも言いました。県議、秋田章二県会議員、それからまた政治に携わるあなたを一生懸命当初応援してくれた元県議もいます。そういう中にあなた溝をつくっていませんか。あなたがそういうきれいごとを並べるのであれば、先輩たちを立てたり、相談をしてみたり、何で目標を一つに決めてやらないんですか。溝だらけじゃないですか、そしてどこを窓口にしているんですか。私はわかって言っとるんですよ。わざと私はぼかしながら話をしとるんですよ。同じことを何遍も言わせんといってくださいよ。私は徹底したことを言えば幾つもあるんですよ。あなたもこの大川市政を7年間も担当してこられた方がいまだにそれぐらいのことがわからない、だから、いつも私はあなたは政治家じゃないと、行政マンだとしか言わないんですよ。私は大変何回も失礼なことを申し上げてきました。

この花宗防潮水門、ここのポンプ設置について、これもあなたがそういうぼかしたような発言をされますと、これは私が後ほど皆さん方をお願いをして、もう行政には任せられない。企業誘致についても一緒です。固定資産税、長年にわたって先を見て、そういう税収を図るんだということを言われましたけれども、この企業誘致の内容等を見ても一緒じゃないですか。行政が働きかけて誘致してきたものはないでしょう。そういうものがないじゃないですか。しかも、あなたが12月議会で私に答弁された内容については、ここに全部資料をとっていますけれども、あなた企業誘致の推進ということで、誘致についての企業訪問をやったのは過去6年間にわたり29回だというふうにあなたはおっしゃいました。そして、私が資料を求めました。ところが、29回と言われる中に欠席のため、出席していない欠席というのが3回、29回引く3回、26回ですよ。その26回の中に、ここに全部資料があります。これ当然役所から出た資料なんですよ。あなたの出張経費かれこれ全部あるんですよ、ここに。中身を精査すると、企業誘致について上京した、または関西等に行かれた分について、これはほとんどが福岡県民の県人会じゃないですか。これ県人会、ほとんどがそうじゃないですか。中には環境省だとか産経省だとか、そういうのもありますけれども、中にはありますけれども、ほとんどがですね、これ企業訪問と私に申し上げましたよ、市長は答弁しましたよ。総務課長が確認しているようですよけれども、このことだけのために企業訪問したのは6年間で29回だという答弁をされた。しかし、中身についてはそういうものはないじゃないですか。それで、あなたが行かれた企業、これはゼネコンの竹中工務店が2回、それからカゴメはこ

の中に入っておりません。これは訪問したというのは口頭で市長からありました。何力所かのそういうものがあつたにしても、内容がどれだけの角度から精査しても、あなたが言う企業訪問、誘致のための企業訪問、どこもないんですよ。この本会議場における答弁を市長、堂々と虚偽の答弁をするのであれば、過去の答弁も全てこれは裏づけをとらにゃいかんようになりますよ。あなたいつも立派なことばかり言われるけど、中身が伴わない。

この間の全員協議会の中でお話ししましたが、あなたから報告を受けました。副市長の人事案件について、近いうちに提案をしたいということ、これは2月の時点で私に言われたのは、副市長という職責が一番無駄なんですよと。過去あなた3人にわたって副市長を指名してあるじゃないですか。失礼でしょう、この人たちに。どこでどう気持ちが変わったのかわかりませんが、2月に無駄なんですよと言ったら4月の職員の幹部会の中で副市長の人事案件を近いうちに提案したいということをおっしゃいます。そして、5月には全員協議会であなた言われました。県知事にお願いしておるんだと。あなたには非常にぶれが多い。ああ言えばこう言うですね。全てにわたって、あなた全て言いわけじゃないですか、やっとなることが。そして、あなたの実績等について、壇上でいろんなことを6月、今回も一緒ですけども、とうとうと述べられるけど、中身は通常の行政の事業じゃないですか。特別なものはありますか。関家具の交差点の改良だとか、これは国にお願いしておったんですよ、ずっと以前から。そして承諾もいただいておったんですよ。いろんなそれは有沿の植栽についても云々言われましたけれども、それから新田大橋の歩道拡幅についても言われました、以前に。私も言いたいことはできるだけ言いたくないですよ。しかし、余りにもひど過ぎる。堂々とあなた本会議場でうそをついちゃいけませんよ。とんでもない話ですよ。まだ言いたいこといっぱいあるんですよ。何かあったら言ってください。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）

私もいろいろ言わせていただきますけれども、今まで企業誘致条例に基づいて、雇用を5年以上が6件あります。それは小なりといえども企業誘致ということで新規に立地ができたということは、これは事実です。

それからもう1点、12月議会で答弁をさせていただきました。その部分について、答弁資料に精査されていなかったものがあつたことについて、御迷惑かけたことにつきましては、



3月議会でその答弁内容を訂正し、おわびを申し上げました。しかしながら、その上であえて申し上げさせていただきますけれども、トップセールスによる企業誘致ということについて、議員はどういうふうにとらえておられるのか、このあたりは少し私どもと見解の相違があるような気がします。ちょっとそこをよければ聞かせていただいて、というのは、トップが企業に乗り込んで、これが一番わかりやすい企業誘致の形ではあります。しかしながら、やみくもに飛び込むようにして企業に行っても、門前払いということはないにしても、恐らくは窓口担当の課長さんぐらいは対応してくれる。恐らく意思決定ができる人、あるいはその周辺にいらっしゃる方がお会いしていただくということはないんです。この間に2回そういうことがありましたのは、印象に残っておりますのは柳川のタキロンポリマー、これが移転をするという情報が入りました。それから、ダイハツ九州が筑後地区にエンジン工場をつくるという情報が流れました。こういう企業ごとに具体の行動というか、そういうものが出てきたときにトップが乗り込んで企業誘致をすると、これが一番効果があるんです。

それ以外にも、議員は見解を異にされているかもしれませんが、例えば、東京、あるいは関西の県人会なんかも、やっぱりトップセールスという面では非常に効果があるんです。つまり、ああいうところ、議員も一回行かれたらわかりますけれども、功成り名を得たような方がたくさんいらっしゃるんです。そういう方とお話をする、名刺交換をする、これはとりもなおさず市のセールス、シティーセールスであると同時に、企業誘致にもつながっていくと私は思っておりますから、できるだけああいう県人会、そういったものについては、そういった方々が集まるにはできるだけ参加しようということで今までやってきました。

それからもう1つ、企業誘致の形としては、資料にもありますように、トップが企業に乗り込むということだけではなくて、例えば、東京の、これもやりましたけれども、ホテルのワンフロアを貸し切って、そこで事前にいろんな企業に案内を出して来ていただいて、企業セミナーと、こういった格好でみずからの市の宣伝をすると、これも企業誘致だと思います。いろんなタイプがあるんです。ですから、企業に訪問する、企業に乗り込む、この形だけが私はトップセールスによる企業誘致ということではないと思います。

議長（中村博満君）

14番。

14番（永島 守君）

時間がないからちょっと急ぎますけれども、私は決して、市長、県人会に出席するなどが、あなたの市長としてのトップセールスのあり方かれこれについてどうのこうの言っとるんじゃないんですよ。あなたがそのような議会で堂々とした虚偽の答弁をなされると、これは多くの、今はネットの時代ですよ、多くの方々が……（発言する者あり）違うじゃないですよ、まあ聞きなさい、黙って。

皆さんが市長から一生懸命そういうことをやっていただいているんだということを思って、これは間違った安堵感を市民に与えるんですよ、間違った安堵感を。中身を精査すれば中身がないということになれば、ただただいたらずにその期間を空白にしてしまうというような、そういうあしき結果を残すんですよ。私は決して県人会になぜ出席したんだとか、あなたのトップセールスについての御意見をお聞きしましたけれども、私はそのことに云々言っとるんじゃないんですよ。なぜ今回また、確かに幾分間違った資料が入っていましたと、報告しておりましたと3月の訂正の言葉はいただきました。しかし、3月にいただいたその中、先ほど副市長の件もあります。あれほど言った中に、またこういうようなことをやる。しかも、6月議会で3月議会の予算特別委員会の中でも突然の提案をされるとか、そして私が言うのは、企業誘致推進室並びに大川の産業を担当するインテリア課に私はちゃんと聞きました。市長が企業誘致、例えば、トップセールスのあり方としてはどうだということを言われましたけれども、それはやり方というのはいろんなことあるんですよ。しかし、あなたが訪問されたとするならば、どこかにその資料の請求をしなくちゃなりません。また、いろんな知名士の方々と県人会でお会いになるでしょう、名刺交換されるでしょう。私、全てが結果だとは言いませんよ。結果評価だとは言いませんよ。あなたがそこまで言うことについてはいいんですよ。しかし、資料送付もなされていない、資料を持参されていることもない、後々訪問された、お会い名刺交換された方に大川市のそういう誘致についての資料の送付もなされていない。これ全部担当課に私確認しているんですよ。だから、私は言うんですよ、うそを言ったらいかんよと、市長って。それは市民の皆さんは誤解されますよ。そういうことばかり言っとったら。あなたの答弁に対しては、全てが今後は裏づけをとらにやいかんようになってきます。ですから、私は言うんですよ、悪いと言っとるんじゃないんですよ。うそをつくことが悪いと言っとるんですよ、ぶれることが悪いと言っとるんですよ、私は。時間がないから短く言ってください。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）

中身がないとかあるとか、極めてそれはあなたの主観の問題だと私は思いますよ。

それからもう1つ申しますけれども、こういう公の場でお互い公人同士、虚偽という重い言葉を使われることについて、お互い慎重でないといかんとしますよ。12月使った資料について、私は3月におわびをいたしました。しかし、それは虚偽ということと作業上のミスというのは違うんです。作業上のミスを、そして事実関係を取り違えたということと、あなたがおっしゃるうそとか虚偽というのは質的に違います。ですから、私はこういう公の場でお互い公人同士、そういう重い言葉をお互い投げかけることについては、私は慎重でなければならぬと思います。

議長（中村博満君）

14番。

14番（永島 守君）

市長、これはこういう場所だからこそ私は言っとるんですよ。あなた虚偽という文言の意味というのはわかっていますか。私は、結局資料の、それは解釈の違いだとか、出された資料、これは秘書係が作成した訪問資料だと思いますけれども、自分の壇上での答弁というのは自分が責任を持たなきゃいけないんですよ。私が質問すること、発言については私は腹くくって発言しとるんですよ。市長。私は何度も申し上げますとおり、これ以上なくすものもなければ怖いものもない。私も波乱な人生を過ごしてきたんですよ。虚偽がどうのこうのち、要するにそういう言葉をやるべきじゃないとおっしゃいますけれども、そういうやらざるを得ないようなことを市長、ころころころころ変えた発言をしているじゃないですか。ですから、私はこういうふうに申し上げておるんですよ。こういう場所で言わなければ、あなたのその傲慢なあれは治らない。これは私、あえて発言をやっているのも、批判をあえて受けるつもりでやっとるんですよ。ですから、市長、これは自分が訪問したものを、行った先々は資料を見ながら、壇上で答弁するときには、これは違う、あれは違う、自分でわかるでしょう、どういう話をされたのか。私は県人会に行くとか、費用のどうのこうのという話をしとるんじゃないですよ。そういうきちんとしたことはあなたが一番わかることなんですよ。あなたがやったら、いいですよ、何遍でもやりますよ、これは。また次回、12月もやりますよ。

議長（中村博満君）

市長。時間が迫っておりますので、一言でお願いします。

市長（植木光治君）

虚偽と、それから説明不足と、これは違うんですよ。（「違います」と呼ぶ者あり）違いますよ。虚偽ということとですよ。あなたがおっしゃるように、行ったことについて例えば資料を出せと、資料がないと、それはある意味では我々のそういう意味での整理が悪かったかもしれません。そのことはイコール虚偽だということは少し言い過ぎじゃないですか。

議長（中村博満君）

14番。もう時間になっておりますので、最後をお願いします。

14番（永島 守君）

市長、これは資料の勘違いじゃないんですよ。私もそういうふうにできるだけ解釈したいと思っておりました。しかし、明らかに内容を見てみると、何遍も言いますけれども、訪問先を見てみても、それから訪問した回数によっても違います。そして、私が先ほど言うように、事前に資料を送付するとか、案内資料を送付するとか、後々に送付したとか、担当課に指示をしたとか、そういうものがあれば私は言いませんよ。しかし、これはどういうふうに解釈していいんですか、それは間違い、ああそうですねち、人は間違いがありますからねと、しかし、あなた自分の発言には責任を持ってもらわないと、私はそう思いますよ。もう時間ですよ。

議長（中村博満君）

時間になりました。

ここで暫時休憩をいたします。なお、再開時刻は10時45分といたしますので、よろしくお願いいいたします。

午前10時32分 休憩

午前10時45分 再開

議長（中村博満君）

休憩前に引き続き本会議を再開します。

市長より答弁での数値の訂正の申し出がっておりますので、これを許します。市長。

市長（植木光治君）

先ほど壇上からの答弁の中で、土地負債など隠れた借金が28億円というふうに申し上げた

ようでありますが、20億円の間違いでございました。訂正をいたします。

議長（中村博満君）

一般質問を続行いたします。

次に、17番川野栄美子君。

17番（川野栄美子君）（登壇）

17番川野栄美子でございます。きょうは三又のほうの傍聴、たくさん来ていただきまして、ありがとうございます。

きょうの一般質問は、九州北部豪雨による三又校区の被害についてであります。やはり災害は忘れたころにやってくるとか、水は高いところから低いところへ流れるという言葉は先人から受け継がれた言葉であります。今回、三又校区の災害について、全くそのように感じておりました。そんな中で、昭和28年の水害、これを思い出した方もたくさんいて、非常に怖かったとか、心細かったという声はたくさん聞きました。そんな中、日本も東日本大震災の発生以来、共助、ともに助ける。それから、共に生きよう、共生の意味や意義が改めて問い直されている今日であります。そして、住民同士のきずなやつながり、これを再構築に向けて官民一体となって取り組みが求められております。

そんな中、7月13日から7月14日にかけて豪雨による被害がありました。三又校区ですけれども、少しここで内容を御説明したいと思います。

まず、道海島であります。道海島は道の海の島の町と書きまして、ここに海が入っております。潮の干満の差を敏感に感じ取る島でありますけれども、そんな中で市道の四、五カ所が冠水いたしております。それから、公民館の北側の冠水が非常にひどかったと伺いました。農地は全部冠水しております。神埼の千代田地区から流れております黒津江川からの逆流が四、五カ所あったという報告がっております。

また、鐘ヶ江の町です。鐘ヶ江の町は、床下浸水が5件、倉庫も浸水があり、市道が冠水しております。それから、イチゴ苗が8件冠水をいたしております。

川端町、ここは非常にひどかったんですけれども、土地の人は川端町を潟島と呼んでありますが、非常に排水が重要なところではないだろうかと思っております。床下浸水が21件、町内の70%は床下浸水、もうすれすれであったというところでもあります。そういうところが川端町です。

中古賀北町は、市道が五、六カ所冠水しております。農地も冠水しております。車庫が1

件冠水しております。

中古賀南町は、住宅2軒床下浸水、市道7から8カ所が浸水をいたしております。それから、農道、農地、全部冠水をいたしております。

下青木町、道路二、三カ所冠水しております。農地は全部冠水をいたしております。ネギ、ハウスイチゴ、これが冠水しております。

諸富町、農地全部冠水しております。イチゴ苗が冠水しております。農道冠水が2カ所ほどあります。

下林町は、一部の道路が崩れております。

これが三又の大体状況であります。三又の人たちに、なぜこういうふうに水が三又の校区だけがひどかったんだろうか、この水の原因は一体どこから来ているんだろうかということ盛んに言っておられます。

今度、行政のほうにお尋ねいたしますのは、このような三又の地区が浸水被害になりましたその原因の分析はどのように分析されたのかということをお尋ねしたいと思います。

そして、冠水対策はどのように考えられているのかということをお尋ねいたします。

それと、やはり地域防災、これは非常に大切であるなということをおも中に入りまして、つくづく感じました。地域防災は地域でやる、あなた方はあなた方でやってくださいということでもありますけれども、やはり行政といかにつながってやるということが大切かということが今度私は身にしみて感じましたので、地域防災の指導を徹底的にやっていただき、行政がされる部分はここ、そして地域ではこういうことをやってくださいというような、そのような枠も少し考えながらやっていったほうがいいんじゃないだろうかと思ひ、地域防災の指導はどのようになされるのかということをおまず3点、この壇上からお尋ねいたしまして、あとは自席によってお尋ねしたいと思います。

以上、壇上より質問は終わります。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）（登壇）

初めに、7月14日の三又地区浸水被害の原因分析であります、筑後川左岸側の三又地区は、その北側に山の井川が位置をいたしております。今回は山の井川の流域及び同河川上流の星野川流域などで、これまで経験したことのない大雨が短時間に降ったことにより山の井

川の許容流量を超えて堤防からあふれまして、その水が流域外である三又地区まで田畑及び水路を越えて押し寄せてきたこととあわせて、大雨による筑後川の水位が高く三又地区の内水排除ができなかったために浸水被害が発生したものと考えております。

次に、三又地区の浸水対策についてであります。筑後川の水位が低く内水排除ができれば問題はなかったと思われませんが、今回のように筑後川の水位が高い状態では強制排水ポンプが有効であり、現状では降雨量を事前に予測し、必要に応じて上流域の市町や関係機関との連携を図りながら、広域的な水路の水位調整や内水排水を行うことで被害を最小化するよう努めてきたところであります。

このような中、現在、県により事業計画が進められております新橋水門への排水ポンプ設置、新橋川堤防のかさ上げや中古賀水門の設置などの具体的な施策が速やかに実施されることにより、浸水に対する対応力は相当に向上し、住民の皆さん方の不安も軽減できるものと考えております。

それから、地域防災指導についてのおただしであります。本市では、平成11年度から市民の防災意識の啓発を目的とした各校区輪番による総合防災訓練の実施のほか、洪水ハザードマップの全戸配布、重要水防箇所や避難場所の市報掲載等により防災情報の提供に努めてまいりました。

また、阪神・淡路大震災や東日本大震災などの教訓から、災害時において行政や消防等の防災関係機関による救助、いわゆる「公助」には限界があり、被害を最小限に抑えるには住民みずからが災害から身を守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」の部分での災害対応力を高める必要があります。いわば、自助、共助、公助が三位一体となって機能することが大切であります。このため市では、昨年度より自主防災組織の設立を推進しているところであります。とりわけ阪神・淡路大震災の教訓では、自助、共助による人命救命率が極めて高く、消防等の救助隊による人命救命率が約2割にとどまったという事実は重いものがあります。

自主防災組織は、行政区や町内会単位などで各地域の実情に応じた組織であり、平常時には地域内の安全点検や災害時要援護者の把握、防災組織の普及啓発、防災訓練の実施などの取り組みを行い、災害発生時には災害情報の伝達、避難誘導、初期消火活動、被災者の救出、救護活動など重要な役割を担うものであります。

市内では、本年8月末現在で23の設立の届け出がっておりますが、世帯数での組織率が

約3割にとどまっており、引き続き設立促進に努めたいと考えているところであります。

御参考までに自主防災組織の先進的な取り組みを御紹介いたしますと、当区、三又地区の諸富町では5月に自主防災訓練が行われまして、コミュニティ無線を使用した招集訓練やトランシーバーによる情報伝達訓練、さらには避難誘導及び救助救出訓練、AEDを使用した心肺蘇生訓練などが実施されたと聞いております。

なお、地域における自主防災組織の設立の際には、先ほど申しましたトランシーバーや避難誘導灯、車椅子、毛布等の防災備品を配布しており、防災訓練等が実施される場合には、必要に応じて職員を派遣することといたしているところでございます。

壇上からの答弁は以上でございます。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

原因は何ですかと聞きましたら、水系が山の井川水系で、それがあふれ出して被害をこうむったというふうに御答弁がなされました。山の井川の状況は、そのときはどのような状況だったのでしょうか。なかなか三又の付近ではこの状況がどうということがわかりませんが、山の井川のそのときの状況はどうだったのか、お尋ねいたします。

議長（中村博満君）

クリーク課長。

クリーク課長（古賀政彦君）

お答えいたします。当日、山の井川の状況はどうだったかという御質問に対してお答えいたします。

久留米市城島支所の防災担当から話を聞きましたところ、14日の午前中から山の井川が溢水しまして、午前10時ごろには避難勧告を発令したとのことです。旧城島町では、山の井川周辺を中心に家屋や農作物の被害が多く出たようでございます。

それから、浸水状況でございますけれども、住宅の被害につきましては、床上浸水が131戸、床下浸水が406戸、合計で537戸と聞いております。住宅被害は旧城島町全体に広がっておりますけれども、山の井川周辺の町の中心部に多く床上浸水被害が発生したようでございます。

以上です。



議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

山の井のところは、先ほどの答弁によりますと、午前10時10分ぐらいに避難勧告の命令をしたということですが、そのときには大川のほうにもこのような情報が流れていたのでしょうか。

議長（中村博満君）

総務課長。

総務課長（今泉貞則君）

その当時、市役所のほうに私も待機いたしておりました。情報収集しておりましたけれども、山の井川の溢水による避難勧告が10時に出されたということの情報は入っておりませんでした。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

水系が違うから情報が入りにくいかわかりませんが、これは三又にとってはこういう情報はやっぱりすぐに流してもらわないとこういうふうになりますので、今回こういうことが起きましたので、久留米のほうの防災と大川とがやはり横の連絡をとっていただかないと、こんなことになりますので、ぜひその付近をこんなことにならないようお願いしたいと思いますが、それは承知できますでしょうか。

議長（中村博満君）

総務課長。

総務課長（今泉貞則君）

今まで山の井川、要するに水系が違うということで情報収集をやっていなかったと。今回、域外の大川市のほうに参りましたので、これからは山の井川の上流、要するに大川市の上流に位置する山の井川の情報も久留米市の防災担当のほうから情報を流していただくように要請していきたいというふうに思っております。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

ぜひお願いしておきます。これは情報を流してもらわないと、どこから水が流れているかということをもわからなかったら、三又はわかるはずがありませんので、ぜひお願いしておきます。

それから、山の井川河口の排水ポンプは稼働していたのでしょうか。とまっていたのでしょうか。それとも動いていたのでしょうか。その付近をお願いします。

議長（中村博満君）

クリーク課長。

クリーク課長（古賀政彦君）

山の井川河口の排水ポンプの稼働についてでございますけれども、14日の午前中から筑後川の水位が高くなりましたために、河口の水門を閉めまして排水ポンプを稼働させたそうでございます。しかし、山の井川上流の降雨量が異常に多かったため、早くから排水ポンプを稼働させたにもかかわらず間に合わなかったと聞いております。

以上です。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

早くからポンプを稼働させたけれども間に合わなかったということではありますが、これを聞きまして、三又のほうもきょう傍聴に来てありますけど、間に合わなかったというところでは皆さんも納得しないだろうと思いますし、やはりそのようなことがないようにしなくちゃいけませんけれども、原因の逃げ道としては、たくさん雨が降ったから、これは特別なことでありますので仕方がございませんというふうに聞こえるんですけども、仕方がないことが被害を負いますので、絶対こういうことがないようにしなくちゃならないと思うわけです。

それで、山の井川の排水機場は2カ所あると思いますが、それでも被害が出たというのでしょうかね。その付近どうなのでしょう。

議長（中村博満君）

クリーク課長。

クリーク課長（古賀政彦君）

山の井川の河口の排水機場は2カ所あると思います。それでも被害が出たわけですが、山の井川は昭和46年に河川整備が完了したそうですけれども、今回の山の井川上流での降雨量は予想をはるかに超えたものでありまして、排水機ポンプの能力を超えた水量に耐えられなかったのではないかとのごさいました。排水ポンプの能力につきましては、現在、2カ所合わせまして毎秒23トン程度のポンプが設置されております。

以上でございます。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

23トン、2カ所回っていたけれども、それがやっぱり効き目がなかった。それくらい雨がたくさん降りましたということでありまして、そういうふうに理解してよろしいんでしょうか。

議長（中村博満君）

クリーク課長。

クリーク課長（古賀政彦君）

そうでございます。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

大体それはわかりました。

それでは、被害をなくすようにする対策ですけど、山の井川も抱えますし、それは山の井川の水系は違いますけれども、対策について、それから山の井川の水門は閉めたということですが、新橋川や花宗川はどうだったのでしょうか。

議長（中村博満君）

クリーク課長。

クリーク課長（古賀政彦君）

山の井川の水門は閉めてポンプを稼働しておりましたけれども、新橋水門及び花宗水門につきましては、7月14日は筑後川の水位につきましては内水位よりも低いままでございまして、水門を開けたままで自然排水ができる状態でごさいました。ちなみに山の井水門の

河口につきましては、有明海からの干満の影響とあわせて筑後川の上流からの洪水の影響を大きく受けまして、水位が高かったと思われまます。

以上でございます。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

新橋、それから花宗は水門をあけていて流していたから、あそこはスムーズにいて水があふれ出なかったということで理解していいのでしょうか。

議長（中村博満君）

クリーク課長。

クリーク課長（古賀政彦君）

先ほども申しましたように、筑後川の洪水の影響が上流ほど影響を大きく受けているということで、その下流に位置します新橋川、それから花宗川につきましては自然排水が可能であったということであけておったと。内水は自然に流れておったということでございます。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

三又校区のほうから新橋川水門の横に排水をするポンプをつける、能力アップですね、これを盛んに言ってまいりまして、ただいま8トンというものをつけたらどうだろうかということになっております。今回の水害とかいろんなものを見まして、これで本当に大丈夫だろうかというような意見が盛んに聞かれます。このことについて行政はどのようにお感じになっておられますでしょうか。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

県のほうからポンプ設置するということに、最初は8トンとお聞きしたわけですが、それにつきましては前回の議会でもお答えしましたように、市としても正直ちょっと小さいんではないかということで、もっと大きくできないかという相談はいたしております。しかし、現在あるデータの中では非常に難しいと。これ以上の数値は出ないということでございませ

た。

しかし、今回また九州北部豪雨で実際被害が出ております。そこで、市としても実際こういう被害が出たと、そういうことで基礎データとなる雨量、それから恐らく当初計画になかったと思われまますが、河川の集水区域、それをやはり山の井川から来たということで見直すことはできないかという申し入れを今行っているところでございます。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

山の井からも来たということは、これは本当に大事なことだろうと思います。今回、一般質問に立たせていただいたのは、花宗、それから新橋じゃなくて、横の山の井からも三又のほうに入ってきたということをごひわかっていただきたいと思って、ここの一般質問に立っておりますが、そういうことも踏まえまして、ぜひよろしく願いをいたします。

それから、被害はイチゴとか、それからネギとか、そういう農業のほうにもなったんですけども、農業の関係のものはどのように イチゴは炭疽病が出ないように薬などを振って応急処置はされていると聞きましたが、その付近の内容はどのようになっていますでしょうか。そこをちょっとお聞かせください。

議長（中村博満君）

農業水産課長。

農業水産課長（添島清美君）

お答えいたします。

イチゴの炭疽病の発生ということでございますけれども、イチゴの農家では私が聞いておるのは大体15戸ぐらい冠水をしておるということでございます。三又地区では先ほど議員のほうからは8戸ということでしたけれども、JAのほうから冠水は3件ということでうちのほうは報告がございました。それで、冠水すればすぐ炭疽病が発生するということでございますけれども、その点についてJAを通じましてすぐ消毒をするように、農薬を散布するように言っておりました。その結果、今のところ炭疽病の発生は聞いておりません。

以上でございます。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

イチゴの冠水対策もそうですけれども、被害に遭ったイチゴについての補償はあるのでしょうか。

議長（中村博満君）

農業水産課長。

農業水産課長（添島清美君）

お答えいたします。

実際のイチゴのそのままについては、苗についての補償はございません。ただ、イチゴの施設とか、そういうものについては農業共済制度がありますので、そちらのほうで救済されると思います。

以上でございます。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

青ネギの冠水状況についてはどうでしょうか。

議長（中村博満君）

農業水産課長。

農業水産課長（添島清美君）

青ネギはどうかという御質問でございます。5戸の農家がありますけれども、そのうち3件が被害に遭っておられます。1戸については畝まで冠水をしているということで収穫ができないという報告がっております。2件については芽が出たものについては被害がっておりますということで、その報告がっております。

以上です。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

農業関係で豪雨、災害に遭ったときの農家の補償はどのようになっているのでしょうか。

議長（中村博満君）

農業水産課長。

農業水産課長（添島清美君）

豪雨に遭ったときの補償ということでございますけれども、一応農業の共済制度がありまして、これは国県から補助しておりますけれども、施設とかそういうものについては大川市内の方も加入をされております。ただ、イチゴそのものについての制度は、今、福岡県においてはありません。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

福岡県においてはありませんとおっしゃいましたが、九州の中でほかの県はあっているところがあるんですか。

議長（中村博満君）

農業水産課長。

農業水産課長（添島清美君）

熊本県は多分共済制度があったのかなと思っております。確かなことはまた後で調べてお答えしたいと思います。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

それは県によってそういうふうなものを決められるんでしょうか。

議長（中村博満君）

農業水産課長。

農業水産課長（添島清美君）

福岡県において、イチゴの分については総加入数が少ないと判断されておるものと今私は思っております。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

質問を変えます。

鐘ヶ江に排水機場があるんですけれども、そこに国土交通省から緊急内水対策車というの

が来まして、ポンプでくみ上げて、それから川のほうにしたんですけれども、やっぱりあれが来たときに、みんなあれが来たからよかった、本当に排水してとってしたんですけれども、鐘ヶ江の皆さんは緊急内水対策車あたりをやっぱりちゃんと置いてもらいたいということでもあります。これはかなりお金がかかると思いますけれども、聞くところによりますと、1台1億円というふうに聞いたんですけれども、やっぱりこういうものを河口のところには、目に見えるところにあるということがいかに大切で安心するかということでもあります。これくらいは置いてもらいたいというような要望でありますけれども、いかがなものでしょうか。

議長（中村博満君）

クリーク課長。

クリーク課長（古賀政彦君）

お答えいたします。

緊急内水対策車という移動式のポンプ車でございますが、前回、7月14日におきましては、大川市より国土交通省筑後川河川事務所へ出動要請をいたしております。今回、三又地区の鐘ヶ江水門のところに来ました排水ポンプにつきましては、能力的には毎秒1トンの能力がございます。対策車には移動式の排水ポンプと、あと発電機、制御盤等が装備されておまして、先ほど議員おっしゃられましたけれども、製作費用につきましては約95,000千円程度必要だと聞いております。

緊急内水対策車を大川市で装備と、配置をするということにつきましては、本来、大雨などについての内水被害等を防ぐための内水排除につきましては、河川管理の一環としてとらえた場合に、本来、河川管理者であります国や県に必要な対策を講じていただくことが必要だと考えておりますので、現時点で大川市で配備するということは考えておりません。

それから、この間、14日の時点でもそういった内水が上昇してきたということで緊急に対策車のほうを要請いたしまして、私も現地のほうで対応いたしましたけれども、今後こういった被害等が発生するということが見込まれる場合につきましても、市のほうから要請は積極的に行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）



三又地区の冠水もある中に、鐘ヶ江水門のポンプアップ、これも必要じゃないだろうかというふうに意見が出ております。国土交通省から来てもらって上げてはしたんですけど、見る見るうちに水がたまってきたんですけども。今2トンとついていますがけれども、これではちょっと心細いじゃないけれども、鐘ヶ江のポンプアップ、これをぜひ考えてもらいたいというふうにおっしゃっておられますけれども、いかがなものでしょうか。

議長（中村博満君）

クリーク課長。

クリーク課長（古賀政彦君）

お答えいたします。

鐘ヶ江水門のところに排水ポンプが設置されております。能力につきましては、毎秒2トンが2基ということで、毎秒4トンでございます。今回、山の井川から水が押し寄せてきたということで、本来なら十分間に合うはずの排水ポンプで対応ができなかったということであると思います。一応ポンプの設置につきましては、接続しております水路等の流量、それから降雨量等をもとに算出をしておりますして設置をされているわけでございますけれども、一応このポンプにつきましては、国営水路の流末でございますので、農水省のほうで設置をしているポンプでございます。これにつきましては、今回こういった内水被害が山の井川の影響で発生したということを申し上げまして、ポンプ容量等につきましてはの見直し等々、もし増設とかできるかどうかにつきまして、お話もしくは要望等をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

ありがとうございました。ぜひ見直しを、やっぱりきちんと見ていただきまして、確かにどんどんどんどん水がふえてきて、はけないようになるということは、地元の皆さんはそれを見てどうしたものだろうかと言われるのは当たり前だろうと思いますし、こういうふうな話し合いは今からたくさんあるだろうと思いますが、ぜひ状況を説明していただきまして、何かいい方向に持って行っていただいたらと思いますので、お願いをいたしておきます。

それから、川端ですけど、川端通が非常に今回は床下ぎりぎりのところまで水が入ってき

たんですけれども、やはり内水の排水対策を早目にしていただかないと、これはまた降ってきたときにこのような状態が続くだろうと思うわけです。それから、クレークも上げなくちゃいけませんけれども、川端の町に入っていたきましてごらんいただいたと思いますが、この付近をどのようにしようというふうに思っていると思いますか、お願いいたします。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

川端のほうも何軒も家がつかっておるのは私も現地のほうで確認しておりますし、その道路の部分も完全通行止めをいたしております。浸水した地区を見てみますと、地図に落としてある標高の3.4メートルよりも低いところに大体たまっているようでございます。あそこは現新橋川、それから千間流れのほうからずっと水が来たというふうに考えられますので、まずはやはり堤防関係のしっかりした整備をお願いしたいということとあわせて、基本的にはやはり排水ポンプが必要でございます。先ほどちょっと能力の点でまだ県との決着と申しますか、それが確定しておりませんが、もしあそこに8トンのポンプでもついていたら、かなり被害が軽減できたのではないかと考えております。

実際、花宗川のほうは酒見堰から下流のほうは問題なく流れておりましたので、この間のような状況では分流は全く必要なかったと。しかし、ポンプは回すことができましたので、もしあったならば被害はもう少し軽減できたものというふうに考えております。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

ポンプがあったら被害はもう少し軽減していたらというのであります。三又のほうも新橋川のほうにポンプをつけてくださいというのは長年の要望でありますので、それをつけていただくということは皆さん大賛成です。反対するものは誰もいません。ぜひつけていただきたいと思うし、ただ、先ほどからも申していますように、8トンの数字というふうなものがまだ定かでなく、いろいろ議論するところがあるだろうということでお答えをいただきましたので、その付近はしっかりやっていただきたいと思うわけです。

川端もやはりつかりまして、後の泥が入ってきたり水が入ってきたりするのを外のほうに出して、多分、随分苦労なされたなと思いますが、対策として川端のほうに排水をするのは

当たり前だろうと思いますが、これはやっていただくわけでしょう。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

県のほうでは現新橋川の堤防のかさ上げ等の計画はもちろんされております。それから、中古賀水門の整備も行いますし、そこにポンプが必要かどうかという検討も今していただいているところです。

ただ、市の事業として、その付近の道路のかさ上げとかというところは今のところちょっと計画がございません。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

市が管理していますクリークなんかあるですね。クリークとかそういうふうなものにやっぱり泥が詰まったりなんかしていますが、それは緊急にしてもらわなくちゃいけないと思いますが、それはしていただくでしょうか。

議長（中村博満君）

クリーク課長。

クリーク課長（古賀政彦君）

お答えいたします。

クリーク課としまして、各地区に予算を割り当てておりまして、しゅんせつ等を行っております。今回、川端のほうでそういった浸水被害が発生したということで、クリーク等の中に堆積した土砂等につきまして貯水及び流下能力が落ちておるということで、現地を確認いたしまして、必要なところにつきましてはしゅんせつ等も検討していきたいとは考えております。

以上でございます。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

しゅんせつ等も考えておるとおっしゃいましたけど、もうやっぱり待ったなしです。皆さ

ん、疲労が刻々と目に見えるような状態でありますので、川端のほうはそういう水の流れをきちんとするべき、もちろん川端の方もお手伝いなさるだろうと思いますけれども、しっかり行政もお手伝いをするということを見せていただかないと、これは後の対策は大体どうなっているんだろうかというところがありますので、その付近を行政としてやれるところはしっかりやっていただかないと、行政と市民がうまく協働でやっていけなくちゃいけませんので、その付近はくれぐれもよろしく願いいたします。早目にお願いしたいと思います。

それから、花宗川の分流の見直しをお願いしたらということでもありますけれども、花宗川分流の見直しというのは、やはり新橋川と花宗川の関係があるんですけれども、そういうところで三又の区長会の皆さんもいろいろ言ってありまして、行政にもそのようなことは耳に入っているだろうと思いますが、この辺についてどのようにお考えでしょうか。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

花宗川の改修事業につきましては昭和43年から着手しておりますが、当初から花宗川の水を新橋川に分流するという計画のもとにこの事業が始まったわけでございます。当時は放水路とかと言われていたこともあったようですが、その基本をもとに今まで整備を進めてきてあります。もう40年を超えています。これを今から見直すというのはちょっと難しいというふうに考えております。

市のほうも分流計画ありきというところで事業をどんどん推進してくださいということでお願いをしてきている立場でございますので、市のほうから分流計画を考え直してほしいというお話についてはちょっと難しいというふうに考えております。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

計画が既に進行しているから、進んでいるから、分流見直しはちょっと難しいというふう  
に今お答えいただきました。

それならば、私の前に永島議員が質問されましたが、新橋川よりも花宗川は大きな川でありますので、ここの本体をしっかりと上流から下のほうに流すということは当たり前のことでありまして、新橋川を横に回してしてくださいということはわかりますけど、基本は花宗川で

あります。花宗川のところに排水ポンプをつけてするというのも、これは当たり前だろうと私は思いますし、市長も陳情によってお願いしますということを経営的にやっていくというふうには先ほど答弁がありました。これは花宗川、三又の大川にとってもとても大事なことだろうと思いますので、議会も行政とともに、新橋川にポンプをつけて本来の川がしっかり安心して流れていくということをしなくてはいけないと思いますが、再度聞きますが、花宗川のポンプ、それをつけていただくということは、市長、陳情でもやっていただくというふうにお答えいただきましたが、これの決意をもう一度お願いいたします。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）

先ほども答弁申し上げましたように、主力部隊は花宗川本川だろうと思いますが、いろいろ国、あるいは県の事情もありまして、一番最初に新橋という話になりましたけれども、言われている趣旨はよくわかりますので、花宗川本川に強制排水機がつくように最善の努力をしていきますが、今くしくもおっしゃいましたように、これは行政だけじゃなくて市を挙げて、議会も一緒になって運動していきたいというふうに思いますので、どうかよろしく願います。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

市を挙げてやりたいということですけど、本当に花宗川、しっかり市を挙げて一丸となってやっていきたいと思いますので、市長もしっかり頑張ってくださいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

それから、新橋川の堤防の早期改築をお願いしたいという要望もあっていましたけど、新橋川の堤防の改築は今どのようになっていますでしょうか。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

これは、さきの文化センターで行われました説明会でも事業のスケジュール等、説明がございましたが、現在は現地の調査を行っているところでございます。この調査を終えまして、

基本的には現新橋川の堤防のかさ上げ等の整備、それから中古賀水門の整備等をやっていき  
たいと。まず予算を確保するためにも、河川整備計画を完成させたいということでございま  
すので、このようなスケジュールにのって整備を進めていただけるものと考えております。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

新橋川と、それから大溝線の問題がたびたび出されていますけど、この付近も三又から声  
が上がっていますけれども、大溝線と新橋川、分流の計画も、これは心配はないでしょうか。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

まず、国営水路の大溝線の角度が新橋川に対し非常に悪いということは県のほうも十分認  
識しておりまして、流れをよくするための方策も考えたいということでございます。ただ、  
大溝線の上流から来る水、これは上流のほうとの調整が何かできないものかということをか  
ちよっと考えておりまして、そういう面でも今後検討してまいりたいと考えております。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

大溝線の上流との調整と、話し合いとおっしゃいましたけど、そういうような話し合いは  
過去あったんですか。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

私自身は、あったというふうな話は聞いておりません。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

過去ありませんでしたけれども、今回、三又の要望なんかであって、これは話し合いにで  
きるのでしょうか。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

大溝線を新橋川に流すというときに、県のほうと協議が当然されておりまして、県の許可があってそれができておるわけですので、そういう経過等も県のほうにお尋ねしていきたいと思います。その上で、そういう相談ができるものかどうかを考えたいと思います。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

三又校区の皆さんがおっしゃるには、やっぱり机上だけ、計算がこうなってこうしたらなるというふうなものは、自分たちにはその計算のところは非常にわかりにくいところではわからないけれども、やっぱり水があふれてきたら下流のほうに流さなくちゃいけない。水門があっても、いっぱいになったらどうしたってあけて下に流していくというのは人間だったら誰でもすることであるし、じゃ、下流にある三又のほうがそれで大丈夫かといったら、やっぱり大丈夫じゃない、その付近をどうかお願いしたいということをおっしゃるので、ただ、話し合いですということも、一番最初は話し合いだろうと思いますから、とても私は大事だろうと思います。

三又のほうの体の感覚として、危ないというふうなものを何か直感的に感じ取る感性というものは非常に皆さん持っていらっしゃると思うわけです。今回の水害の被害があったということは事実でありますし、大溝線、それから新橋川、これを市のほうに言っても、市は予算面も何も持たないで、なかなか市のほうに追及はできないことも十分私は知っておりますけどね。やっぱりこの気持ちを誰に訴えるのかということは、私は地元の議員ですけれども、こういう議会ですとか、そういうものしかありませんので、そういう人たちの気持ちを含めて、新橋川の水門のところは8トンのポンプで本当にいいのか、そして分流は本当にいいのか、それから大溝線が来ているのは本当にいいのかとあって、みんなそこにクエスチョンが全部ついております。このクエスチョンを1つずつ取り除いていただくのは、やっぱり行政の大事な仕事だろうと思います。

その付近をきょう来ていらっしゃいます三又の方々に、よかったですらわかりやすく、本当だというふうに、きょうは安心して帰っていただくようにお答えをお願いしたいと思います。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

地元の皆さんの御心配、それからお気持ちはよくわかります。今議員から御指摘いただきましたように、一つ一つ解決できること、はっきりさせていけることから始めて、できるだけ地元の気持ちを伝えて、それに沿った計画になるように、私どもも努力してまいりたいと考えております。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）

今、部分的には担当課長が説明をいたしましたけれども、今回の豪雨によって浸水被害が出たということにつきましては、大変申しわけなく思っております。今回の要因についてはいろいろあるとは思いますが、安全・安心というのが基本だということは当然でありますので、先ほども答弁しましたように、国土の強靱化というのは国の政策として新たな柱になっておりますので、それはもうまさにこういうことが起こらないようにということがその思いのベースにあると思います。

したがって、国、あるいは県においても、基本的に治水行政というのは残念ながら市の部分というのではないものですから、県、あるいは国に対して、そういう我々の思い、あるいは地元の思いをつないでいく。そして、できるだけ早くそういう具体の形に持って行っていただきたいというふうに思います。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

市長の答弁の中に、国、それから県、これをつないでいきたいというふうに力強いお言葉をいただきました。本当にそれは三又校区の皆さんだけではなく、皆さんそれは願っていることでもあります。やはり県、それから国、そこをお願いするということをししばやっぴかなくては、こういう国の事業、県の事業は成り立っていきませんので、ぜひ力を出して頑張ってくださいと思います。

市長は陳情あたりも、市長1人と、それから担当課1人と議会から議長が1人、担当の誰



か1人行って、大体4人ぐらいで行きますけど、もとは陳情あたりも議員も五、六人ぐらいで行っていました。予算カットとかなんかで非常に少なくなってきましたけれども、ここだけは行かなくちゃいけないというところは、議会も人数 人の力というものは非常に大事と思うわけです。予算カットしてぱらぱらと行って、たくさん行くというところがいいとは言いませんけれども、この陳情にはぜひこういうふうに力がというときには、議会もやはり人数は必要だろうと思いますので、その付近は大いに議会も応援したいと思いますので、今度の11月、陳情、花宗とかそういうふうないろいろあるだろうと思いますが、市長には何が何でも頑張ってくださいと思います。市長、その付近をどうぞよろしく願いしておきます。何かございましたら一言お願いします。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）

先ほど言いましたように、特に治水行政というのは我々直接できない分もありますので、その分だけ国県に対して強力に要請していく。同時にやっぱり、こういう大きな災害が出ておりますので、繰り返しになりますけれども、国、あるいは県におきましても、国土の強靱化ということについて、一つの大きな公共事業としてやっていく方向性を打ち出しておりますので、陳情環境としてはよりよくなっていると思いますので、今後とも議会、行政、一緒になって地元の思いを伝えていきたいというふうに思います。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

小さく聞けば、まだまだ聞くことはたくさんありますけれども、9月に区長さんが市長に要望にお行きになるというようなこともありますので、私がここで何でもかんでも言う必要はないだろうと思います。ここで私はきょう一般質問してよかったなと思うことは、花宗川の本体のものにポンプをつけてしっかりやっていくということをお答えいただきました。それから、新橋川、大溝、新橋川のポンプ、こういうところも見直しをされるなら見直しをして、しっかり県、それから国、これにつなげていくという力強いお言葉をいただきました。これを本当に推進していただくように議会も見守っていかなくてはいけないし、地域の三叉もこれを見守っていかなくてはならないと思うわけです。

国は、安心して住める地域、これを推進するのは当たり前だろうと思います。やっぱり本気になってやらないと、なかなか前に進みません。私も一議員でありますけれども、しっかりと頑張っていきたいと思いますので、三又の水害がありましたのを勉強するものはたくさんあったと思います。学ぶところはたくさんあったと思います。これを市の当局の課長さんたちも生かしていただきまして、よりよいまちづくりを推進していただきたいと思います。

これをもちまして一般質問を終わらせていただきます。

議長（中村博満君）

ここで暫時休憩いたします。なお、再開時刻は13時といたしますので、よろしく願いいたします。

午前11時43分 休憩

午後 1 時 再開

議長（中村博満君）

休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

次に、6番石橋忠敏君。

6番（石橋忠敏君）（登壇）

皆さんこんにちは。議席番号6番の石橋です。今回の質問は、前回同様に強制排水ポンプの設置についてであります。

前回にも述べておりますが、私自身は強制排水ポンプは、大川市にとっては絶対必要不可欠というか、絶対的に必要だと強く思う気持はいっぱい持っておりますが、ただ、設置される排水ポンプの能力、この能力が重大な意味をなすものではないかと私自身は思っています。

そういうことについて、今回、新橋川、花宗川の分流に伴った排水ポンプ設置の問題についても私自身は全く納得できなくて、あの問題については分流そのものは三又地区を水害の被害地にするための分流としか思えなかった部分があります。それと、そういう分流事業を反対する地元の方たちに対して何らかのあめ玉をしゃぶらせる意味での強制排水ポンプ設置ではなかったかと思えます。

それは、その設置する排水ポンプ機の能力、この能力の8トンというのは、他の排水ポンプ場の能力と比較すると、とてつもなくちっちゃな、私一言で言えば、公園の中にある小便小僧が小便を垂れ流す程度の排水能力しかないんじゃないかなと、そういうふうなちょっと偏見の目で見ている部分もあるんですけど、私自身はそう思っていますし、あの排水ポンプ

を設置したからといって三又地区が救われるか、この問題も考えたんですけど、今の現状の数量関係を考えると、皆さんも先ほど私の前の永島議員とかいろんな方が言われているように、排水量と現状の今の新橋川、それから、分流したとしての数量、それから、大溝線の数量、総合的に考えると、8トンというのはやはり小便小僧の垂れ流す小便の量ぐらいの排出しかないと私自身は思っているし、これは両方とも考えても、分流をしたとしても三又地区は被害地になるし、なおかつ、それを分流することを条件に8トンの排水ポンプをつけたとしても、やはり三又地区は水害の第1の被害者になると私自身は認識しています。

そういうことから、これから私自身が質問するのは、排水ポンプの設置について反対すると。反対の質問ではなく、本当に大川を水害から守るための強制排水ポンプ機の設置を実現させるため、行政執行部に対する質問であることを申し添えておきます。

それから、ちょっと私、前回、私の一般質問の後に起こった矢部川の決壊、それから、山ノ井川の氾濫、こういう事態は私が前回の一般質問のときに思い描いていた想定外のことなんですけどね、これが現実にもその後において起きたことについては、やっぱり私が危惧していた内容が現実のものとなったなど。

では、逆にこれをいいチャンスとして、大川市ももっと水害というか、防災ということに対して危機感を感じて、我々の市民生活を守るために、行政が本当に全力を尽くして水害から守るための行政の動きを私自身は求めたいと、そういうふうに思っております。

それから、ここの壇上では、いろんな詳細な私が調べてきたり、現場を見てきたり、いろんな人からのアドバイスを受けたりしていることを逐一しゃべることは時間の関係もあるし、まどろっかしくなりますから、私は花宗川に関しては、新橋川ももちろんですけど、山ノ井川の氾濫にしても矢部川の決壊にしても、これは全て花宗川、新橋川には応用できる、いつ起きても不思議ないような事故だったと、不幸中の幸いだなど、そういうふうに思っておりますので、大川市の被害がそれから最小限度におさまったということに対して、市民の方々に対しては余り危機感が薄い部分もあるかと思えますけど、これは筑後川の潮が小潮で干潮であったことが不幸中の幸いの一言であるということであって、大川市自体はいつ矢部川とか山ノ井川と同じような、それ以上の水害に見舞われてもおかしくない今の自然界の環境というか、状況であるということをも市民の方々ももう一度再認識されてほしいと思います。

そういうふうなことによって行政も動くこともあるし、その辺はうまく言えませんが、あすは我が身ですよ、本当にあすは我が身だと私自身も思っていますし、また、なおかつ山

ノ井川と矢部川、これ以上に今の大川市についてはもっと危険なんですよ、本当は。もっと本当に危険なんです。なぜかという、山ノ井川とかは国営水路とか、矢部川についても国営水路とか、そういう引き込み線というのは余りないんですけど、大川市の花宗川に関しては、国営水路関係の水路というか、水流が一気に山ノ井川に集中　あつ、山ノ井川じゃなくて花宗川に集中しますから、そういうことに基づいて、一番下流である大川というのは最大の被害をこうむっても当然なんです。

これは私の一般質問じゃなくて、議席からの質問の中で行政との質問のやりとりの中で私はっきりさせますけど、それと、先ほど言ったように干潮、満潮の潮かげんによって私たちは被害をこうむる場合もある、こうむらないときもあると。そういう曖昧なことじゃなくて、それが重なったときのことを考えて防災というのは考えていかなければいけないんじゃないかと、そういう気持ちもあります。

それから、例えば、大潮の満潮時にこの大雨、この前の大雨が重なっていたとすれば、ほかの地域よりも甚大なる被害に見舞われていたということは行政の方々も皆さんわかってあると思います。それで、これは私、先に言ってしまったんですけど、理解していただけたらと思うと。また、本市大川の中心部を流れる花宗川及び新橋川には、現在、本流だけではなく、近年の国営水路事業により中木室線を初め、大溝線、昭代線と国営水路5本が花宗川、新橋川に集中して流れ込んでいるのが現状であるということ、これを皆さん考えてください。

それから、本来、自然災害というのは避けることは不可能なんですよ、自然災害は。これはもう、天災は人間の力では到底回避することは不可能であります。しかし、起こり得る事態、起こり得る災害を事前に予測した上で最小限度の被害に食いとめることが防災事業であり、防災事業とは、また人の頭、頭脳というのですか、人の英知と努力が生み出す結果であり、皆さんがこういう、先ほど永島議員とかいろいろ言われておったときに、私は永島議員の言われることについては3分の1　半分近く同意しています。

陳情、要望というのは、ただ単なるつけたときだけではだめなんですよ。永島議員が先ほど言うように、市民の目線から、市民のそれぞれの考え方の中から要望のやり方もいろいろある。行政畑におられた市長にしてみれば、行政としての捉え方での要望のあり方がある。しかし、ありとあらゆる要望のやり方を考慮して考えて、ありとあらゆる人脈を利用しながらでもやはりその努力、行政の努力ですよ。努力が必要だと思うし、今、永島議員が言っているように考え方が違うとか、生きている家庭が違うとか、物の捉え方が違う、これは確か

にそうなんです。私も永島議員と同様に同じ気持ちを持っています。よほど私も発言したかったんですけど、市長とか行政の人間はあくまでも行政の畑の中で考えつく要望のやり方です。しかし、私らは一般市民にしてみればそうじゃなくて、いろんなことでのケース・バイ・ケースを考えた中でその要望のやり方と、いろんな形があると思うんですよね。

だから、私、行政の執行部の方々たちにもお願いしたいのは、ぬるま湯につかって、事なかれで物事を捉えたり、要望のあり方に対しても、要望はやってある、やってあると。それはだれでも、100回だろうが200回だろうが紙を届けばこれは要望になります。うちの植木市長は、はっきり言っておったように、私は霞が関におったから逆に要望を受け付ける側もあったと、そういうふうなことを言われていますけど、そうじゃなくて、その方たちが知らない要望、陳情のやり方もあるということをやっぴり執行部の方々には認識してほしいと思います。

それから、次、防災というのは、本当に人のことを守ってやろうと、守らにゃいけんのやと、私らに責任があるんだという認識が強いかわいかなんです。強ければ、ありとあらゆることを人間は考えることができます。でも、事なかれでのうのうと暮らしている連中というのは、自分に被害がかからない限りは本当に真剣に取り組んでやろうという人間はほぼいません。私も今までいろんな行政の方と話しておるけど、本当に自分の身を傷めてでもやろうという人はいません。でも、これをやってくれという気にはならんのやけど、やはり私らのまちを守るのが行政だとか、市民生活を守るのが行政だとか、うちの執行部あたりも言っていますから、言っている言葉を実行させてほしいと。

そういうことに対しては、私はちょっとここに書いておるんですけど、本当に防災というのは、ただ単なる言葉でどうのこうの言うことじゃなくて、防災というのは本当に人間が究極状態にまで陥ってでも考えれば、この防災は最小限度に食いとめることができます。しかし、努力をしなければだめですよ。これを私は今からうちの行政の方々に対していろんな質問をしながら、やっぴり行政として市民生活を守らせるための質問を自席にてさせていただきます。

どうもありがとうございます。よろしく申し上げます。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）（登壇）

いろいろ承りましたので、全般的にまず壇上からはお話を申し上げた上で、自席からの質問、個々の質問にお答えをしていきたいと思っております。

御承知のように、筑後川は潮の干満によりまして水位が上昇、下降しますので、大潮や高潮のときは花宗川や新橋川への逆流防止のための花宗水門と新橋水門を閉める必要があります。このとき、流域に大雨が降りますと、筑後川への自然排水ができない状態となります。これを解決するためには、基本的には強制排水ポンプの設置しかないと考えております。

このことから、市といたしましては、長年にわたり花宗水門及び新橋水門に強制排水ポンプの要望を行ってきたところであります。そして、今回、国、県の重い扉が開き、新橋水門に排水ポンプを設置することが決定されました。

これにより、潮時づかえ時に全く手だてがなかったのが対応可能となり、地域住民の皆さんの浸水に対する不安は相当程度軽減されると考えております。

また、花宗水門には、現段階ではいまだ排水ポンプの設置の計画はありませんが、今後も引き続き国及び県に対し、排水ポンプの設置を粘り強く要望してまいりたいと考えております。

壇上からの答弁は以上でございます。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

私も壇上での質問の中で一言おくれとったんですけど、新橋川の排水ポンプの問題と同時に先ほど言われた花宗川本流の強制排水ポンプの件、私の質問の中には、数量とかいろんなことに関しては双方ダブる、相反する部分もあるかと思うんですけど、私はつけ足して言うておきますけど、新橋川排水ポンプについては、排水ポンプ機能がその数量に対応できるものであればそれでいいかなという気持ちを持っていますが、それと同時に永島議員が述べるように、本来は花宗川に強制排水ポンプの設置を私自身も望んでおります。

これはちょっとつけ足しですけど、早速質問をさせてください、市長に対してですね。

市長は現在、花宗川改修工事の期成会というのがあると思うんですけど、このトップにおられると思うんですけど、全てのことが想定外の事態が起こっている現状下で、今後、花宗川水系にかかわる水防をどのように考えておられるのかをちょっとお聞きしたいと思っております。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）

花宗川整備の期成会は、大川市、それから大木町、それから筑後市、八女市で構成をして、花宗川全体についての治水整備について県に要望していくという、そういう団体でありまして、設立されて相当、数十年という時間がたっておりますけれども、歴代その会長は大川市長が務めるということになっておりまして、現在、その期成会の会長は私が務めさせていただいております。

花宗川の整備の状況につきましては、基本的には河川の整備の基本でありますけれども、下流側から整備をするということで下流側から整備は進んでおりますけれども、現状では大木町よりも上流側についてはほとんどまだ手つかずの状態でありまして、全体としては昭和43年から着手されて、もう40年過ぎております。

したがって、花宗川整備については、県の整備の進捗ということから言えば、非常に遅いということは全体として言えると思いますけれども、花宗川全体の治水上の安全の向上に向けて3市1町が連携をして国に要望していると、そういうことであります。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

わかりました。今の説明である程度はわかるんですけど、じゃあ、次に花宗川水系に関して排水ポンプ設置等についての期成会、もしくは期成会に準ずるような組織があるかどうかをちょっとお聞かせください。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）

花宗川、新橋川もひっくるめまして、期成会の中で要望事項としては入っております。そして、今回、順序としましてというのが、新橋川のほうに強制排水ポンプの設置が計画として上がってきたと、こういうことでございます。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

この期成会の中というか、花宗川改修工事期成会の中での要望事項としての排水ポンプと  
いうように今おっしゃられたんですかね。新橋川の件ですね。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）

花宗川の整備、治水上の安全度を上げていくための整備というのは、1つにはこういうふうな考え方に立っています。

何でも行政計画というのは、ある程度行政計画を立てて、それに基づいて予算をつけていくと、こういう段取りになりますので、まずは花宗川の整備計画をつくるというのが一つの大きな柱になっていくというふうに思っております。その整備計画が現段階ではまだきちっとできていない中で、排水機のポンプの設置につきましては新橋川について一つポンプがつくという計画がある意味では先行して出てきたという状況だと理解しております。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

ちょっと私が言っているのは、期成会、もしくはそれに準ずる組織があるかないかだけでいいんです。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

先ほど市長が答弁いたしましたように、現在の花宗川改修期成会、この組織の中で強制排水ポンプも要望しているところがございます。組織としてはその組織だけでございます。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

ということは、ないということですね。いいです。

それでは、次の質問にかかります。

市長は、新橋川の強制排水ポンプの能力については、国と県が協議した上で設定されたと承知しているとの答弁を前回いただいておりますけど、先ほど言われるように、花宗川改修



工事の期成会の中での要望の一環としてこのポンプが設置されたというのであれば、私は、こういうふうな答弁をいただいた中で私の反論的な意見を言わせてもらおうと、市長は地元のトップとして地元の実情を訴えながら、ポンプの能力の協議の中に加わるべきだと私は思いますけど、この前の答弁では国と県が協議の上で決めたことであると、そういうふうに自分は承知していると。そういうことであるから、私はその答弁の中ではそんな他力本願で県と国に任せっ放しで、実際被害をこうむるのは大川市であるし、大川市のトップの市長がなぜ能力とか、そういうふうなことに對して協議に加わっていなかったのか、これが不思議なんですけど、ちょっと他力本願でやられているのかなと思う一面がありますけどね。どうして加わっていなかったんですか。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）

まず、先ほど担当課長が答弁したところでちょっと補足をいたしますと、花宗川、新橋川もひっくるめた花宗川全体の強制排水機の設置についてのみの期成会みたいなのはありませんが、花宗川整備の促進のための期成会という、先ほど言いました花宗川改修期成会の中で強制排水機の設置ということについては要望しているということであります。

それから、ポンプの能力につきましては、先ほど議員もおっしゃいましたように、8トンという数字が出されました。午前中も担当課長が申しましたように、正直言って、ちょっと小さいなという印象は持っております。現に持っております。

今、いろいろお話の中にこのポンプの排水の設計、それなりの根拠があって8トンという数字を出してきていると思うんですけれども、やはりその数字のバックグラウンドになっているものが少し違っているんじゃないかということ、例えば、7月の大雨なんかをしてみると、そういったものが今後も恒常的に出てくるということになりますと、やっぱり計算の根拠になっているのが少し違っていたんじゃないかという印象は今持っております。

したがって、昨日、一昨日でしたか、福岡県の県土整備の委員会がございました。そこで当然、当局もございましたんですけれども、現在の花宗川整備の計画について新しい情報というか、そういう気象条件というか、そういったものも加味した上で、できるだけ我々、あるいは住民の皆さんが安心できるような、あるいは納得できるような方向で頑張ってもらいたいということは、一昨日でしたか、申し上げて帰ってきたところであります。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

わかりました。というか、そういうふうにも市長も努力されているということはわかりますけど、市長の前の答弁では何か無責任過ぎるんじゃないかと、他人任せにやっていいのかというような感じで私見していましたので、このことについては多少なりは動きがあったということをお認めしますので……。

次に、市長は前回、これが重要なことなんですけど、市長は答弁で、長年の懸案事項であり、国、県に対し要望を行ってきたと。これは大川市として要望を上げられたことの要望だと思んですけど、やっと国の扉が開き、排水ポンプ設置が決定したと、こういうふうな答弁をいただいていますけど、これについては、私は長年、大川市が国に対し要望し続けてきた懸案である排水ポンプの設置とは、先ほど言われる防潮水門の建設に伴い、新橋川、花宗川、金剛院ですけど、こういうふうなことの建設に伴って内陸部に降る雨、雨水による二次災害を防ぐためにはどうしても強制排水ポンプが必要だということによる要望、請願だったんじゃないかと。私も確かにその当時の元市議会議員あたりにも聞くんですけど、元市議会議員の話によると、防潮水門建設終了後において速やかに排水ポンプを設置してくれと、そういう要望を上げてきているということで、その当時からの要望書というのを私全部コピーしてもらっていますけど、確かに大きく捉えた大川市の防災という形を捉えた中での排水ポンプの要望を上げてありました。

しかし、今回ののは、先ほどいろんなことを私は言っていますが、新橋川強制排水ポンプの設置については、このポンプの数量の8トンというのは、私も県の方からいろいろ話を聞いていますが、この8トンの計画排水量は分流に伴って新橋川に流れ込む、花宗川から新橋川に流れ込む、その流れ込む数量を計算した上での8トンと、そういうふうに私は説明を聞いていますから、何か市長の話をお聞くと、私らが求めておいた強制排水ポンプと今回の新橋川排水ポンプというのはちょっと意味が違っているような感じがするんですね。

というのは、永島議員が言ったように 何と言われたですかね。そうですね、永島議員が言われておいた、ああ、なるほどなと思ったんですが、いろんな市民の方々は強制排水ポンプがつくということによって、今の自然界の災害に関する危険感を逆に安堵感、あつ、排水ポンプがつくんだ、長年求めておいた排水ポンプが今回はつくんだと、そういうふうなこ

とによって安心感を抱かれる部分が大にしてあるような感じが私、今、署名運動をやっていますけど、皆さんの中には二、三あるんですよね、これ。あっ、排水ポンプがつくからいいじゃないかと。

ところが、この排水ポンプというのは、私もいろんな角度からこれも調べていますけど、これは私らが求めておった排水ポンプではなく、ただ単に県の事業である花宗川改修工事に伴う新橋川への分流、この分流工事に伴って反対運動が起きている。三又地区の方々に対しての反対運動が起きている。そのことに対するあめ玉、あめ玉をしゃぶらす意味での排水ポンプであると、私はそういうふうに認識しています。

なぜかという、県の方も言われるように、分流に伴って新橋川に流れ込むこの数量を排出するための排水ポンプとして設置していると、こういう説明を私は受けています。ということは、行政の方が言われることだから、だれが言おうが行政の言う言葉は一つであって当たり前です。ということは、柳川土木のほうでは、何回も言いますけどね、これは重大なことなんです。分流そのものが三又地区を災害地に落とし込む事業です。人災です。

それから、それに気づいた三又地区の反対する人たちに対するなぐさめ物のあめ玉をしゃぶらす意味でこの8トンの排水ポンプをつけたんじゃないかと。じゃあ、なぜそういうふうなことを言うかという、だって要は分流に伴って流れ込む数量を排出するためのポンプということだから、反対者を押さえ込むだけの排水ポンプにしかならないと。

しかし、これはもっと深く言うと、分流を伴えば花宗川も新橋川も一体化しますから、三又地区の方々にしてみれば、大災害が起こる可能性は大にしてあるんですよ。花宗川の水流が当然防潮水門のゲートがおりている以上は全部一体化しますから、花宗川にあふれた水は新橋川に当然流れますから、流れたところで8トンでは当然水害というか、甚大なる被害が出るのは、私はそういうふうに認識しています。

ということは、これを市民は錯覚する部分があるんですよ。排水ポンプ、長年追い求めておった強制排水ポンプがやっつくようになりまして、こういう言葉を言えば、みんな考えることは、ああ、うちには排水ポンプがなかったのが今度やっつてきたんかと安心します。でも、その裏はただ単なるね、先ほど私壇上で言ったように小便小僧が池の中で小便を流すぐらいの水量しか出ないポンプをつけられても、逆に三又地区にしても逆効果だと思います。

だから、これは惑わしなんです、惑わし。私は正直言ってそう思っています。この件に

についてはまた担当課長にお聞きしますが、担当課長もどう言われるかわかりませんが、これは数字上で図面に落として計算すればすぐわかりますよ。私みたいに口下手で話していると理解ができないかもわからんけど、皆さん、三又地区の方がおられるかもわからんけど、8トンで何の防災になるかということです。

ところが、大川市内全域に聞こえているのは、長年要望し続けてきた排水ポンプができますというから、これと2つは市民は錯誤します。誤解します。あっ、やっとこれで安心だ、大川も水害から守られるなという錯覚をしますね。これは永島議員が言ったように、すぐ市長さんも言われることの言葉というのは、勘違いをされやすいような、勘違いをするような言葉が往々にしていっぱいあると思います。これについての答弁は必要ありません。

じゃあ、次に担当課長にお聞きしますが、これは一番大事なことですけど、排水ポンプについての予算はついているんですか。新橋川排水ポンプについての予算はついているんですか。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

お答えします前に、先ほどの私の答弁、ちょっと補足をさせていただきたいと思います。

排水ポンプ設置のための組織は筑後川改修 失礼しました。花宗川改修期成会で中心にやっているということですが、その上部団体に筑後川改修期成同盟会とか、そういう大きなものもあります。そういう中でも要望を一応していております。

ただ、排水ポンプとしての要望の主体は花宗川改修期成会であるということを言いたかったわけでございます。

それから、新橋川の排水ポンプの予算がついているかということですが、県のほうからはついているというふうには伺っております。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

今言われるのは、排水ポンプについての予算がついているということですか。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

工事費は当然まだでございますが、調査費及び、それから、最終的に事業が進んだ場合の用地費まで確保しているということでございました。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

課長の答弁なんですけどね、私、課長に確認するように言ったと思うんですけど、これは私ね、県のほうに確認したところは、言葉のあやが多過ぎますね。県のほうの私に対する答えは、排水ポンプについての予算は一切ついていませんと、白紙です。そういう予算がどこにできるんですか、調査もしていないのにと、こう言われました。

事業に対してそういう予算をするのは、私が聞いた限りで言えば、今、現段階では花宗川改修工事の予算の中から調査費というものを借りているというか、それを使わせてもらって調査をしていますと。それで、その後に調査をした後に、それから設計、それからコンサル、それから、だんだん踏まえていった中である程度の設計が終わった段階で初めて、改めてその現場でどういうふうな排水ポンプをつくる、どういうふうな経費がかかる、こういうふうなことを踏まえた上で予算要求を上にしますと。

これはいつですかと言ったら、来年か、次年度にはそういう予定に入るでしょうねと。じゃあ工事はと聞いたら、二、三年先にうまくいけば着工になりますと、こういうふうに答えられたんですけど、先ほど言われるように、予算がついた、ついたと言え、これもまやかしなんですよ。うちら市民はね、この排水ポンプの予算がついたものと思うんですよ。ところが、改修工事の中の予算といえ、20年も30年もやって予算を組んでやってきているこの予算の中にありますよというようなまやかしじゃなくて、明確に答えてほしいんですよ。

私、じゃあ担当課長、担当課長の言う言葉と事業主体である県の言うこととどっちを信じたらいいんですか。私ははっきり聞いていますよ。予算はついていませんと。予算要求をする段階での、予算がとれて初めて予算ですからと言われたです。どっちを信じたらいいんですか。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

見解の相違というのがあるかもしれませんが、予算というのはあくまで花宗川改修工事の中から支出されておるといことでございます。今議員さんがおっしゃいましたように、調査費もその中から、新橋川関係の調査費もその中から支出していると。

それから、当然今、花宗川改修事業の中では用地買収等も行っておりますので、用地費、組んであります。最高進んだ場合には、その用地費も使えるようになっているといことでございました。

新橋のポンプの予算といことで、別立てで予算をとっているわけではもちろんありません。ただ、今申しましたように、調査費とかなんとかといのは改修工事の中から出せますよと、使えますよといふうに私どもは承っております。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

課長が言うように、言い方はいろいろあるもんですよね、これは。しかし、そういうふうには予算の中身が変更になったのはいつなんですか。

じゃあ、私は聞きますけどね、前年度まではこの花宗川改修工事に伴っての強制排水ポンプは一切ないと。一切つくらないと。この排水ポンプについては、床上浸水がない限りには国交省としては対応しませんと。床下浸水までは国交省絡みで事業の中ではやりませんと言われておった予算が今年度になって急遽何でも使え、何でもやれというように予算が変わったんですか。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

それは6月議会でもお答えしましたように、昨年度の建設要望、もろもろの成果があらわれて、今年度に予算がついたと私どもは考えております。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

じゃあ、わかりました。

最後に　最後じゃないですけど、この質問に対しての最後ですね。

じゃあ、花宗川改修工事に伴って排水ポンプは必要だと、これは必要だということを県は認めたということですね。その容量、能力は別として、この花宗川改修工事に伴っての分流事業に対しては排水ポンプが必要だと、それを認めたんですね。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

新橋川の分流に伴ってはポンプが必要だということを認めたということでございます。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

じゃあ 課長、いいですかね。じゃあ、認めたということですから、例えば、今からポンプの能力について大きくしてくれという要望を、これは私はほかの人たちから聞いたんですけど、ちまたの子スズメの話なんですけど、今8トンでいいじゃないかと、せっかく予算がついて、8トンでいいじゃないかと。この8トンを何だかんだぐぜっている言いよったら、この予算がよそに逃げていくと。それで何にも排水ポンプはつかなくなると。だから、ないよりもまだから8トンをつけたほうがいいというような意見を何人かの方から私も聞いたんですけど、まず、今の説明では花宗川改修工事の中の予算で排水ポンプを設置するということですよ。そういうことですよ。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

先ほど説明しましたように、そういうことでございます。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

安心しました。じゃあ、能力のいかに問わず、排水ポンプは必要だということを県が認めたということですから、この能力を大きくすると、市民が要望を強く申し入れれば、先ほど一部の人が言っているように、せっかくついた予算が逃げるとか、逃げたが最後、排水ポンプができなくなるとか、そういう可能性はゼロということですよ。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

例年に比べて何割か余計についているというお話は聞いております。具体的に金額が幾らというところまでは聞いておりませんが、それで、もしこれがだめになった場合に流れることはないかという御質問ですが、これは私どもでは何とも申せません。それはいろいろ県としても事業を抱えておりますので、優先的に事業をすべきというところにそういう予算が回されるという可能性は、それは十分あると思います。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

わかりました。じゃあ、この予算が流れたらよそに流れる可能性があると言われましたよね。ということは、分流事業について排水ポンプが必要だということを認めておったにもかかわらず、その予算がよそに逃げたということは、分流事業そのものをしないということですか。分流事業をやる以上は排水ポンプが必要だということを認めておるんだから、その排水ポンプを設置しないということは分流事業をやらないということですか。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

分流事業はあくまでも実施したいと、この整備計画は花宗川の改修工事、新橋川の改修工事は今後も続けていきたいということでございます。

ただ、反対されておる間は、簡単にはちょっと着手はできないと思いますけど、しないというふうなことは、それはないと思います。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

じゃあ、落ちついて話をします。分流事業に伴って増水する新橋川の水量を排出するためにポンプが必要だということによって、今回、予算をある程度花宗川改修工事の予算の中から使っていいというような話をされておる以上は、じゃあ、この排水ポンプがいろんな市民



運動とか、いろんな形で予算が逃げたと。逃げたということは、排水ポンプができないということ。であれば、県は分流工事に基づいて三又地区が被害をこうむる、こうむらせないために排水ポンプを設置するということまで決めておきながら、この排水ポンプをよそに予算を持っていくということは、危険を承知でその分流事業をやるということですか。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）

ちょっと話を整理させていただきますが、昨年12月の暮れにですね、昨年の11月、あるいは12月に陳情をしておりました、ポンプのことについて。それで、昨年の暮れにそういう方向で国が設置を認めるということになりました。この事業は、河川事業というのは基本的な考え方、花宗川もそうなんですけれども、事業主体は県なんです。事業主体は県なんです。ところが、国との関係で言えば、国がある意味では補助金というのは予算をつけて、それを県が執行すると、こういうふうな位置関係になっておりますから、国がオーケーしないことには県単独でやるということは恐らくはしなかった、できなかったと思いますけれども、国がじゃあつけようということになって、県にその分の予算というのを膨らませた。ちょっと聞いてくださいね。

そういうことに、まず全体の国と県との関係で言えばそういうことになっております。そして、それが県のほうに12月以降でしようけれども、そういう意思が伝わったので、それを受けて今県が作業しているということでもあります。

それから、もともと昭和43年に戻りますけれども、この花宗川全体の改修計画の中では、開削計画というのはもちろんその中であってあったんですけれども、開削をするということで、そういうことでポンプなしということで計画がずうっと来ていたんです。ですから、大川市、特に地元としての大川市としては、それはやっぱりぐあいが悪いということです。ずっと要望をされてきたんじゃないかというふうに思います。それが昨年、国のほうでその必要性を認めてくれたということだろうというふうに思って、そういう理解をしております。

それから、予算がついているというのは、ポンプの具体的な設計のための予算ということじゃなくて、担当課長言っておりますように、それに向けたいろいろな意味での予算がついているということでもありますので、仮にですよ、仮に先ほども担当課長が言いましたように、こういう問題というのはやっぱり地元の了解なしにはなかなか先に進みませんから、地元の

了解が十分とれないということであれば、ひょっとするとほかのところに行くかもしれないと。ただ、そのことによって、じゃあ、ポンプはもうなしかと、開削もなしかということではなくて、やっぱり今必要としているところにとりあえず回しましょうと、そういうことはあり得るということでもあります。

したがって、少しおくれていく可能性はあると、そういう認識を私どもはしております。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

今の市長の説明で大まかなことはわかりました。ただ、私らは単純に公の立場で公表というか、発表されると、私らはそのまんま受けとめるんですよね。だから、これも後になってこうだった、ああだったというのは、まやかしのようないふくみ話じゃなくて、もっと具体的にそのときそのときに市民に理解できるような説明会でも、そういうことをやられてほしいと思いますね。そうでないと、私らは簡単に言えば、一言で言えば、あっ、排水ポンプ場の予算がとれておるんやと、じゃあ、ここで余り騒ぎ立ててボイコットされたら排水ポンプができなくなるなど。これは暗に言うのだましのテクニックですよ。じゃあ、この予算は中身的には花宗川改修工事の中の一部の予算だから、これを使っていいということだから、今使うも、あした使おうがあさって使おうがいつでも使いたいときには使えと、そういうふうな予算ですとか、もしくは例えば、キーポイントになるのは、今、市長も石橋都市建設課長も言ったように、この花宗川改修工事に伴っての新橋川分流事業に関しては、強制排水ポンプの設置が必要だということは認めたということですから、このことを確認したいんですよ、認めたということですから。であれば、あとは、わしら市民はどうすればいいかということは、8トンのポンプではできないんだと。現況の中の数量、総合的な状況を把握すれば8トンじゃないと、もしくは20トン、30トンをつけてくれとか、もしくは分流事業をせずには何トン、分流事業をやるには何トンとかね、ある程度花宗川には、じゃあ別の花宗川には、次にはどういう排水ポンプを設置するとか、ある程度前向きな話に行けるとしますので、何というですか、私らは行政の方々では同じ話をしてもらわないと無駄な討論会をせやんし、無駄な考え方をせやん。

何でもかということ、私ね、この排水ポンプに関してはあなたたち以上に勉強していますよ。遊ぶこともせんでやっていますよ、本当に。永島議員もなくすものはないと言ったけど、わ

しらもなくすものはないけど、私はこの排水ポンプに関しては本当自分の人生かけているぐらいの気持ちでやっていますから、余りまどろっこしいことを言ったり、後になってあであった、こうだったという言葉は私は必要ないです。

ですから、次の質問にかかります。

例えば、鳩山先生なんかも、鳩山先生という特別な名前を出すのはいかんけど、あの先生が言われた。今年度の年末ぐらいから仕事を着工すると言われました。それと同時に、これも県の土木事務所のほうに確認したんですけど、先ほど言うように、私はこの問題は県の土木のほうでは2年ないし3年後に着工できるでしょうということと言われた。このことでもそうですよ。私らはね、簡単に言えば、予算がとれたんだ、ああよかったな、鳩山先生のおかげやと思わせられた。しかし、現実、予算はできておるかといったら、とっていないという言葉聞く。じゃあ、工事は年末から開始になりますというようなニュアンスの話を私、今年度の初めに聞いた。これを確認すれば、いや、とんでもない話ですよ。どうしてそれができるんですか。調査もやっていない。予算要求もしていない。そういう状況の中で、今年度の末にできるわけないですよと、こう言われました。

だったら、やはり公の場で公人が物を言う以上はそれなりに責任のある言葉を吐いてもらわないと私らは錯覚しますから。こういうふうなことも植木市長に関してじゃなくて、都市建設課長に対しても私は言いたいんですけど、余り回りくどい話をしないでください。そうしないと、私らはね、本当に小手先だけで今回の問題はかかわっていないんですから。

この問題も、じゃあ私、課長にお聞きしますけどね、今回の新橋川の排水ポンプについては、ある程度読みでいいんですけど、予算は花宗川改修工事の中の予算で使えると、いつでも使えるような状況だと。じゃあ、工事的に調査、今現状どこを調査やっているか、どこを用地にしているか。じゃあ、次にね、どういうふうな工程で事業が開始されるのか、この工程の一覧をある程度、今聞いてもわからないと思うから県のほうに確認してください。

それともう1つは、先ほどほかの方が言われるように8トンありきじゃないかということ言いたいんですよ。何で8トンという数字だけが決定するんですか。場所も内容も予算も何もわかっていない状況の中で、8トン、8トンといってね、8トンが何で先走りするんですか。これを教えてください。8トンという数量、能力をはじき出した原因を。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

これはあくまで県のほうから伺った話でございますが、今行っている調査は現地のほうを調査しまして、現新橋川をどのように整備するか、中古賀水門をどういうふうにするかということですが、ポンプの能力ということにつきましては、計画排水量と基本的に流域ですね、その河川の流域及び雨量ですね、過去のデータから出した、この2つですということでございます、それに基づいて出した数値が8トンであるということでございます。

現在行われておりますのは、具体的な地元の地形的、地質的、そういうふうな調査が行われているということでございます。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

じゃあ、8トンの数量計算は、この前の地元説明会の中で文化センターであったときには、説明を受けたときには、分流によって新橋川に流れ込む数量、この数量によって計算をはじき出したのが8トンだというふうに説明で聞いた人はいっぱいいますけど、私は聞いたんですけどね。だから、もういいですよ。いろんなことを私並べておるけど、もっとね、一つ一つが行政として発表する内容は、後になってこうだった、ああだったじゃなくて、本当に一本の道をちゃんと歩いた言葉で説明してほしいですね。

それから、次の質問にかかります。質問内容だけ、短絡的に一問一答で私も言いますので。

じゃあ、この8トンの排水ポンプ、新橋川の排水ポンプ設置について、県、国協議の中でと言われておるけど、この時点で地元の三又地区でもいいけど、その関係者に対しての説明会は、文化センターで決定した後じゃなくて、その計画以前に地元の意見というのを聞かれましたか、市長。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

文化センターで行う前に、三又地区、それから向島地区と2つに分けて、それぞれ地元説明会を開いております。三又につきましては、コミセンのほうで行っております。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

わかりました。そのとき私も行っていましたのでね。ただ、あのときには地元の要望というのを全く聞き入れないような、ただ単なる報告だけだったと思いますけど、次の質問にかかります。

全然話、質問内容が変わりますけどね、一つ一つ答えをもらっていないんですけど、具体的な話をいいですか。花宗とか、新橋水門が防潮水門の役割として水門を閉めるとき、閉める回数は何回ぐらいあるんですか、年に。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

通常でございましたら、大潮のときに閉めるようになっております。ことしにつきましては、24回の満潮時、15日間にわたりますけど、このときに閉めるようにしております。一つの流れとしては、大体1日2日続きますので、閉めてあけるという作業は最低5回は必要ということで今計画しております。（「年に」と呼ぶ者あり）年に、24年についてはです。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

今のは年に6回 5回。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

途中で雨が降ったりとかで水位調節の必要がなければ、最低5回の閉門、開門というサイクルで、5サイクルでできると思います。ただし、途中で雨が降って河川の水をもう少し落としたいとかいうときには、干潮時にゲートをあけますので、回数はもしかしたらふえるかもしれません。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

ということは、年に5回ないし6回は水門を閉めるということですね。そのときに前回の

13、14、15か、この大雨、この時期が重なった場合はどうなりますか。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

雨の程度によりますので何とも言えませんが、基本的にはゲートが閉じている状態のときに雨が降れば、河川及び水路の貯水量を超えれば、当然田畑から順次浸水していくということになると思います。いずれも雨次第でございますけど。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

ということは、想定内ですよ。今言われる雨量とか、私が言ったように13、14、15、この前の大雨のとき、この状態のときに水門が閉め切っておった場合はどうなるんですかということですよ。雨の数量が多い少ないということ为例にとらずに、前回の大雨のようときに水門を閉めておった場合はどうなるかということ聞いております。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

三又地区は、新橋川があかっている状態でもそういう状況でしたので、さらに被害はもっと大きくなっていったと思われま。花宗川のほうも具体的にどれくらいというのはちょっと私も想像ができませんが、やはり被害が出ていたのではないかとということが考えられます。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

ということは、新橋川についても花宗川についても、強制排水ポンプというのは絶対に必要ですよ。でないと、みすみす浸水とか、そういうことじゃなくて、やはり洪水という形になるんじゃないですかね。

ということは、今の質問に対しては同時期に重なった場合は大川市は水害に遭うということですよ。同時に重なった場合。 それでいいです、答えは。

ということは、次に質問します。

それから、先ほどと同様のことなんですけどね、先ほど言われるように、うちらがもらっている資料に公表されている水量、例えば、花宗川については150トンというような表示をされています。ところが、今回の今の想定外の雨の量から考えると、当然それは当てにならないというより、それより多く水量が入っているということを私は予測しているんですけど、その資料を私、都市建設課長に対してお見せしたことがあるんですけどね、花宗川 じゃない、今回被害をこうむった山ノ井川。山ノ井川の水量は、計画排水量153トンなんですけど、これに対して23.2トンの排水ポンプをつけてある。これに対して氾濫した。あそこは水門が閉まっていた。閉まっていたけど、要はそれだけの数量をこなし切らずに氾濫したんですけどね。その後には私は国交省の方に強制排水ポンプの見学と一緒にいかせてもらったんですけど、そのときに強制排水ポンプの数量を私もらっておるんですけど、こっちは国交省として153トンという数字を書いています、山ノ井川ですね。ところが、次に今度の大雨の後の排水ポンプ場に私たちが見学に行った際に対しては、153じゃなくて200トンと書いてあります。この違いは約47トン。47トンは、大雨の後にもらった資料に基づいては200トン。従来公表されている数量は153。こういう曖昧な数字を私たちはどういうふうに判断したらいいんですかね。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

ただいまの御質問は、7月27日に三又地区用排水路維持管理委員会で現地のほうを視察研修したときの資料のお話だと思います。

それで、そういう御指摘が以前議員さんからありましたので、このデータの出どころを確認いたしました。そしたら、結論的に言いますと、200という数字は国土交通省のほうに勘違いして、昔の計画水量を議員さんにどうも教えているというようなことでございます。昔は30年確率で山ノ井川の整備計画がされておりました。このときの数量が200トンでございます。その後、事業の進捗を上げるために確率年を10分の1に上げておられます。このときに計画水量が153トンというふうに変更になっているということでございます。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

ですから、先ほどから言うように、国も県も市もそれなりにわしら市民に対して公表する数字というのは、手直し、手直しじゃなくて、明確な数字が欲しいというのを先ほどから私は言っているんですけどね。私もこの数量が増したことによってね、この153というのは、花宗の150も40年も50年も前の数量計算の数字なんですよ。であれば、私はこの表を見たときにね、ああ、今は想定外の雨量がある。とてつもない雨が降っている。であれば50トン近く、153に対して200ということは40トン近く余計に降っているなというような認識をしたのも事実です。

それともう1つは、花宗川から大溝線へ流れ込んでいるこの内容の中で測量をされておった連中から話を聞いても、やはり大溝線は22か23トンの数量の数字が出ていますけど、大溝線においても、やっぱりここは40トン、50トンクラスの数量が流れ込んでいるというような意見も私一部の人から聞いたりしている関係から、これは私が何を言わんかすると、8トンの問題のポンプの能力、要は排水量、地域地域によって排水量に応じた排水ポンプを設置してほしいという私の考えから、やはり今言う花宗川の じゃない、新橋川のポンプの8トンももっと慎重に現場の数量、全てのありとあらゆることの方角を考えた中で、やはりもう一度、8トンというのは見直して、それに対応できるだけのポンプを設置してほしいと。これが私の願いですから、もちろん花宗川も金剛院も全てそうですけどね。

そういうことだから、そういうふうに一生涯懸命私らやっておるのにね、チャランポランな資料ばかり投げかけられて、あとはこうやった、ああやったと手直しされたらね、わしらは働きしておるのと一緒やけん。もう少し明確なね、適切なきちとした数字を私らに教えてください。でないと、私らは本当ね、一つ一つの問題を真剣に考えているだけあって腹立つんですよ。後でああだった、こうだったと行政側は言って簡単やろうと思うけど、わしらは一生懸命その中身を検討して、それによっての方法論を考えておるんやけん、やはり明確な数字を出してください。もうこの質問は終わります。

それから、先ほど話がだんだんいったけど、都市建設課長、年に5回ないし4回、それなりに水門を閉めるということは、先ほど言った話の続きですけどね。それともう1つ、それは計算できますよね、大体。ところが、想定外のことがあるんですけど、台風が接近した場合、どういう状態のときに水門を閉めるという規定があるか知っていますか。

議長（中村博満君）

都市建設課長。



都市建設課長（石橋徳治君）

花宗水門の操作につきましては、昨年度から市のほうで国のほうから委託を受けておりますが、これは通常の大潮時の操作に限られております。これが台風とか、水防体制になったときには国の直接指揮下に置かれます。どういう場合に水防体制になるかというのは、花宗水門の操作要領というのがありまして、台風の位置関係とか、高潮が予想されるときとか、幾つか項目がございまして、それによって水防体制がとられるということでございます。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

それで十分ですけどね、台風が接近の内容によっては、ここにちょっと調べて、要は危険が何回年内に来るといふことの予測なんですよ。大雨と同時に水門を閉める時期が年に何回ぐらい危険のリスクを背負うかといふことは、これは一回見られてわかると思うんですけどね。

台風は、台風の中心が東経126度ないし132度の範囲にあり、かつ北緯29度の以北に達する見込みがあるときには水門を閉めるという条文が書かれています。

それから、台風に関してはそうなんですけど、年に何回か台風が来ますよね。ということは、水門を閉める機会もそれだけふえるということですよ。ということは、先ほど言ったように、満潮と大雨が同時に重なり合う機会がそれだけふえるということですからね、ということはこれほど強制排水ポンプが必要ですといふことを言っているだけでありますから、その辺、後で私書類を見せますよ、数字が出ています。

それから、長くなりますから、最後に行政、市長に対して私お願いしたいんですけどね、もう時間がないからですね。最後の1つは、私に夢を与えてくれる答えをもらっています。

県のほうから私話を聞いている返事なんですけどね、先ほど課長が言うように、花宗川改修工事業については何十年かけている事業であるがゆえに変更はまずあり得ないと。じゃあ、排水ポンプの能力はどうだといふことを私は問い、能力アップについてはどうかといふことを確認しました。であれば、排水ポンプ機の能力については、今後の調査及び設計の段階で変更があり得るとの県の意見を私はもらってきています。ということは、当然です。何の事業をやるにしても調査をやって、実際の現場を見て、その中で8トンがおぼつかないと。であれば、現況を調査した結果、これは20トン必要だとか、当然設計の計画の変更といふの

はあり得る話ですから、これは私は県のある人からじかに聞いていますから、課長が確認したければ、その人の名前は後で教えます。

ポンプ機能、能力アップについての変更はあり得ると。ただ、あり得るには地元からのいろんな要望とか、いろんな動きが必要ですね。私らが勝手に決めるわけにはいかないけど、やはり地元の要望と県側の調査の結果、能力を上げることはあり得るということですから、能力を上げてくれという要望を行政のほうがすれば、もちろん地元の人たちもそういう要望を上げればなり得る可能性があるということですから。

これは、先ほど私が壇上で言ったように努力ですよ、努力。要望のやり方も一つ。やはり市民生活を守る行政としての努力も必要ですよ。ですから、ここに書いてあるんですけど、これが地元の実情を国、県に訴えるという行政の努力であり、市民の努力の結果、市民が多少でも納得できるポンプ場というのが設置されるんじゃないかということに基づいて、これは県のほうに確認してください。確かにそう言われましたから。ましてや、いかなる事業といえど、その中身の変更というのはあって当たり前ですから、そういうことですから、今の2つ、調べてくださいと言ったのと、今言うように変更があるかないかということの確認は課長してください。これはお願いしておきますね。

それから、最後の締めくくりとして確認したいのは、予算は花宗川改修工事事業の中の予算の枠で使えるということであって が1つ、それともう1つは、今言うポンプの能力アップの要望というか、変更はあり得るということですよ。

それから、もう1つは何ですかね、その2つとですね、一番大事なことは、きのう言うた話ときょう言う話が違ような話を今後一切しないでくださいということです。一回言った言葉については責任を持ってほしい。でないと、私らも永島議員と同じで、私らはここで言った言葉については、いかなることがあっても全責任を持ちますよ。言った言葉をあした変えるようにはしません。それと、やはり課長に私がお願いしたいのは、私らの質問と明確な後手での話の説明よりも、明確に私らが理解できるような説明、当初からですね、それをやってほしい。この3つなんですけど、私がお願いしたいのは、私ら一人がどう動いてもだめなんですよ、これ。やはり私らの上には行政がある。行政は行政らしく市民生活を守るということを最前提に置いて努力をしてください。隣近所に遠慮したり、人の顔色をうかがったり、そういうふうなことじゃなくて前向きに、本当に私ら議会も一緒やけど、前向きにわしらは本当は何だかんだ偉そうなことを言っても、ただ単なる市民のために、地元の人のため

に、人のために動くのがわしらですから、それを横の人の顔色をうかがったり、何か曖昧な話の言いわけばかりしたり、そういうふうなことじゃなくて、私らに対してでも、うちの市長がよく言うように、県民、市民一体だと、開かれた市政だと、そういうことであるなら、やはり正しいもの、人が求めているものは一つなんですよ、一つ。私、今回の問題も強制排水ポンプ、これは全市民を守るための絶対的な事業なんですよね、強制排水ポンプというのは。市民生活を守るために絶対的だから、何のちゅうちょなくね、一、二の三でみんな足並みをそろえるはずなんですよ、本当は。本当はね、市民が3万4万おれば、みんな自分たちを守るための問題ですから、前向きに本当足並みがそろはずですよ。

ところがね、今現在は全然進んでいません。ああじゃない、こうじゃない、ああじゃない、こうじゃないということで。だから、最後をお願いしたいのは、行政も執行部も本当に市民生活ということを守ることが最条件として考えてほしいということですよ。もう1つはこれはちょっと通告外でした。これはいいです。じゃあ、3つだけ、課長お願いしますね。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）

個別な部分については後でまた担当課長から答えていただきますけれども、多少繰り返しになりますけど、もう一回申し上げさせていただきたいのは、昭和43年から整備が始まったんですね。当初は、ごく最近まで開削ありき、ポンプなしでずっと来ていたんです。それで、やっぱり大川市も、もちろん地元も、これではやっぱりまずいでしょうと。さっき議員がおっしゃるように、水門はできたけれども出せない。そういう場合がたくさん出てきますから、やっぱり強制排水機はどうしても要るということで、そういう陳情等を行ってきました。

そして、昨年12月に国のほうから県に対してポンプの設置についてはオーケーという話が来たということでもあります。したがって、我々もなかなか思いが通りませんが、我々は当然安全・安心のため、我々自身も一生懸命頑張ってきておりますし、また、これからそのつもりでやっていきたいと思っております。

今、議員がおっしゃいましたように、あるいは私が冒頭申しましたように、例えば、今行われているポンプの計算のベースのところを見直さなければいけないんじゃないかというような状況が出てきておりますので、そのあたりについてはぜひ我々も、この事業はとにか

く地元がオーケーしないことには前に進まないわけですから、地元の皆さん方が理解していただけるように、そういう格好になるように、それは努力をしていきたいと。そのことによって地域が安全になるように頑張っていきたいというふうに思っております。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

ありがとうございました。ということは、大川市行政もわしら議員ももちろんですけどね、やはりこの強制排水ポンプというものの必要性というのは、本当に認識されているかどうか定かじゃないんですけど、この場で市長が強制排水ポンプの必要性というのは認められておるもんですから、じゃあ、次はどういうふうな要望、永島議員が言ったように根回しとかそういうことじゃなくて、それを実現させるための努力はお互い一生懸命やらにゃいけんと思っておりますので、よろしくをお願いします。

じゃあ、これで質問を終わります。

議長（中村博満君）

ここで暫時休憩いたします。なお、再開時刻は14時35分といたしますので、よろしくお願いいたします。2時35分です。

午後2時21分 休憩

午後2時35分 再開

議長（中村博満君）

休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

次に、4番池末秀夫君。

4番（池末秀夫君）（登壇）

皆さんこんにちは。議席番号4番池末秀夫です。まずもって、今回の九州北部豪雨により亡くなられた方々に御冥福をお祈りいたしますとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

今回は、防災対策について、この1点で質問をさせていただきます。

本日最後の質問者となりますが、今回の豪雨災害によりほかの議員からの質問内容と多少重なるところもあると思いますが、御了承のほどよろしくお願いいたします。

さて、近年の世界人口の推移、自然環境の破壊、変化、また、ある地域では洪水、干ばつ、

そして海水温上昇による魚の群れの海洋移動などなど、ここ数年だけでも自然環境が著しく変わってきているものと感じます。そんな中、ことしの日本列島、戦後3番目の夏の暑さだったと報道で知りましたが、過去にも2度このような暑い時期があったとは知りませんでした。そして、日本の平均気温が100年前と比較すると、現在では2度から3度ほど上がっているそうです。ことしの気温35度以上の連日の猛暑日は、自分が子供であった40年ほど前にはやはりなかったように思います。来年の夏が高温高多湿のこの連日の猛暑日がなくなることを期待いたします。そして、梅雨時期による豪雨被害がなくなることを祈ります。

今回、九州北部豪雨においては、熊本阿蘇の豪雨に始まり、日田市、竹田市、中津市、そしてうきは市、八女市、お隣の柳川市と記録的豪雨により河川の氾濫等による甚大の被害が出ました。

大川市においても、浸水被害はあったものの、人的被害、河川の氾濫、決壊による被害が出なかったのは幸いです。しかし、近年のこの気候変動状況を見れば、いつ、どこで災害が発生してもおかしくないのではないのでしょうか。お隣柳川市の矢部川や沖端川が決壊するなど、だれが予想できたでしょう。また、決壊前に見回りや点検などで決壊することが事前にわかったのでしょうか。連日の豪雨により一瞬にして決壊したのではないのでしょうか。災害は時と場所を選ばず、これを踏まえ水害を防ぐ事前の治水対策も重要ですが、もしもを考え、堤防決壊によるシミュレーションも二次被害などをなくすために必要ではないのでしょうか。

ことし3月の私の一般質問で、昭和28年の水害を想定した対策、シミュレーションはありますかとお聞きしました。そのお答えとしては、市長より「基本計画に基づき治水対策を進めている。昭和28年当時に比べると治水強度は飛躍的に向上している」、また、総務課長より「昭和28年の災害を想定したシミュレーションはしていないが、防災訓練を続けながら経験を積んでいくことが大事」とのことでした。

私は、事前の防災も重要ですが、河川工事の完成や訓練による慢心な考えが実際に災害が起きた場合などに二次被害につながるのではと思います。災害に対して絶対安全、絶対安心と、この絶対はありません。常に災害、特にこの地域では台風や水害はあるものだとして危機意識を持ち、人命を一番に考え、災害が発生しても先手先手で被害が最小限で済むようお願いしたいものです。

また、浸水被害を想定した場合、避難所に指定してある受け入れ可能人数はどれだけのなか、また、災害発生時における電話回線の不通による場合とか、避難誘導、連絡体制、それ

と、それぞれの地域の自主防災組織の設置状況など、以上について今回一般質問をさせていただきます。

あとは自席にて質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）（登壇）

7月の九州北部豪雨における大川市の被害状況といたしましては、9月5日現在で、住家の床下浸水が39件、一部破損が2件、倉庫や店舗等のいわゆる非住家の浸水が14件、道路冠水による通行止めの箇所が6カ所っております。

次に、浸水被害が発生した原因と今後の対策についてであります。今回は、これまでに経験したことのない大雨が短時間に降ったことにより三又地区では、先ほどお話がありましたように、山の井川の溢水の影響を受けて浸水被害が発生をいたしました。

また、他の地区におきましては水路の貯留及び排水能力を超えた雨が低地へ流れ込んだもの、あるいは暗渠排水施設が雑物などにより閉塞し雨水の排水ができなかったことなどが主な原因と考えております。

次に、今後の浸水対策についてであります。三又地区におきましては上流域の市町との連携による情報の共有と広域的な水路の水位調整や排水を行うこととあわせて、県により事業計画が進められております新橋水門への排水ポンプ設置や新橋川堤防のかさ上げなどの速やかな実施により被害を最少化できるものと考えておりますし、他の地区におきましては今回の浸水被害を踏まえて必要な箇所への土のうの備蓄配備や、排水施設については定期的な清掃などの維持管理を徹底するなど、浸水被害の防止に努めてまいりたいと考えております。

現在、国、県による河川の改修事業が進められており、この事業の促進に市としても努力をしてまいりたいと考えております。

次に、筑後川堤防の総点検につきましては、筑後川河川事務所によりますと、堤防の点検調査は毎年行っており、調査の内容は調査に先立ち草刈りを行い、堤防の亀裂、護岸の破損箇所の有無を中心になされております。

なお、豪雨災害後には今回の被災を踏まえて、被災履歴、堤防詳細点検結果等、既存データを活用して安全性の再確認をされております。

筑後川堤防決壊のシミュレーションについてもしておくべきではないかという御指摘につ

きましては、おおむね150年に1回程度の大雨が降ったことにより筑後川が氾濫した場合の浸水区域や水深を想定した大川市洪水ハザードマップを平成21年3月に作成し、全戸配布をしているところであります。

なお、実際に堤防決壊という事態に至った場合には、福岡県知事に自衛隊の派遣を要請し、自衛隊の支援を受けることとなりますが、今後、図上訓練等により避難誘導の手順について適宜確認してまいりたいと考えております。

次に、筑後川堤防沿いの高齢者の世帯数についてちなみに申し上げますと、8月末日現在、筑後川に隣接する地域で高齢者のみの世帯が大川地区で465、三又地区で200、川口地区で278、大野島地区で81となっております。また、毎年7月下旬には民生委員に市内の災害時要援護者の実態調査を依頼しており、災害時要援護者の把握に努めております。

次に、浸水被害を想定した場合の避難所の受け入れ容量についてであります。避難施設として大川市が指定している建物が、市内の各コミュニティセンターや各小・中学校の体育館など全部で26カ所あり、収容可能人数は約4,600人となっております。

また、移動能力の弱い高齢者の皆様への配慮から、市内のお寺様に対し一時的な避難場所として御協力いただけないか相談をしているところであります。高齢者の皆様にとって、より身近な避難場所は何よりありがたいものであり、仏様とともにあるということを実感できるお寺様は、心の面においても格別な安堵感があるのではないかと考えております。

災害発生時の連絡体制について、電話回線が使えない場合は、防災無線による連絡や広報車を市内に巡回させる等の対応を講じてまいります。

さらに、情報伝達手段を二重化、三重化するため、新たに携帯電話会社の緊急速報メールサービスの導入を9月、今月中旬から予定をしており、また、本議会においてコミュニティ無線の電波を活用した戸別受信機の導入のための伝搬調査設計業務委託料の補正予算をお願いしているところであります。

次に、自主防災組織の設置状況について申し上げますが、組織の中に情報伝達班と避難誘導班をつくるのが要件となっております。平成23年度が20組織、平成24年度が8月末日現在で3組織できており、全部で23組織となっております。

壇上からの答弁は以上であります。

議長（中村博満君）

4番。

4番（池末秀夫君）

御答弁ありがとうございました。

そしたら、大川市の被害状況においてということでお聞きしましたけれども、実際、浸水被害の原因ということで、川野議員のほうとかで聞かれた部分で、山の井川が影響しているとかということをお聞きしておりますので、こういった部分はもう外して次に行きたいと思っておりますけれども、また来年もことしと同じような雨量を計測した場合であれば、今後、来年までの対策としては何かあるのでしょうか。また、ことしと同じように三又においては若干床下浸水等が出るものと思われるのでしょうか。執行部のほうにお願いいたします。

議長（中村博満君）

総務課長。

総務課長（今泉貞則君）

ことしみたいな大雨があるかと、当然あるかもしれないというふうには思っております。

ただ、ことしの7月11日から14日ですね、この間に大雨が降りましたけれども、今回たまたま八女とか、そういう山岳、矢部川の上流、あるいは星野川の上流等に今までかつて経験したことのないような大雨、1時間雨量で110ミリを超えるような大雨が降っておりまして、そのために、先ほど山の井川の溢水、それから矢部川の氾濫等々がございました。

また、ことしと同じような雨量があった場合にまた浸水があるのではないかと。これは降る場所によっても多少違うかとは思いますが、ことしのような同じ場所に降ったということになりますと、また同じようなケースはあり得るのかなというふうには考えております。

ことしの4日間に降りました雨量でいきますと、気象台のほうで柳川市に設置しております、4日間では415ミリを降っております。私ども大川市役所の屋上に雨量計を置いておりますけれども、これも4日間の累計でいきますと415ミリと、全く同量の雨量が降ったわけですが、必ずしもその地域だけじゃなくて、上流部分にどういうふうな雨が降るかでもまた水害の被害の程度と異なりますが、場所によっても違うということがございます。私ども当然最低限の被害でされるような努力はしてまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

議長（中村博満君）



4 番。

4 番（池末秀夫君）

ありがとうございます。

その地域によって降る、今後また同じような降り方がするかどうかというのはまたわからないものがございますけれども、日田とか筑後川の上流域において今回は氾濫をした部分がありまして、これが直されてきたら、今度はそのまま流れてくる場合もあると思います。ことしは若干上のほうでそういう氾濫があったために少なかったんじゃないかと言われる部分もありますけれども、よくなればその分が負担がこっちに下流域はまたそれ以上にかかってくると思いますけれども、またこれから筑後川においてはしっかりとした対策、また、今整備のほうを27年度に完成すると言われておりますけれども、それまでに今回のような雨量がある場合は、やはり高齢者とかに限って特に早目早目の避難誘導をお願いしたいと思います。この点について、ことしにあってはその避難誘導とかは勧告は出たんでしょうか。その流域についてですね、お願いいたします。

議長（中村博満君）

総務課長。

総務課長（今泉貞則君）

7月14日、市長も在庁してありまして、被害の状況を逐次把握いたしております。午後になりまして、花宗川の水位がなかなか引かないということで、その花宗川沿川の大川校区、それから三又校区、それと木室校区に避難準備という形で全区長さんに、これは電話で連絡をいたしましたけれども、特にすぐに避難していただきたいということも言ってもできない、準備が必要な高齢者の方とかいらっしゃいますので、準備を、心の準備をしていただくようにということでお願いをいたしまして、3校区にはもしか、もしもの場合がありましたら避難をできるような心の準備をしていただきたいということで御連絡を差し上げました。おかげさまでそのような避難勧告とかのような発令まではなくてよかったなというふうな状況でございました。

以上です。

議長（中村博満君）

4 番。

4 番（池末秀夫君）

ありがとうございました。特にやはり高齢者の方々には今回避難準備ということで出されたということですが、もう相当量の雨が降っているときに、実際に浸水し始めてからじゃなかなか時間が避難するのにかかると思いますので、やはりこれもそういう前になかなかその判断が難しいとは思いますが、ないうちからでもやはり早目早目の避難誘導をお願いしておきたいと思います。

続きまして、先ほどの市長の答弁の中に水防倉庫の備蓄品の部分の話がちょっとありましたけれども、今回、土のう袋等が足りていたのでしょうか。また、これからの増強する部分があるのでしょうか、よろしく願いいたします。

議長（中村博満君）

総務課長。

総務課長（今泉貞則君）

7月14日の市内、一番多かったのは三又地区でございますけれども、床下浸水等がございまして、民家のほう、あるいは道路の冠水等で土のうを使いました。今回、消防署のほうの北側のほうに備蓄していた分、ほとんど大半はそれを使いまして、まだ備蓄は残っているということでございますけれども、また、台風シーズンでもございましたので、実は、14日に土のうを使いましたものですから、泥を4トン購入いたしまして、不足する場合はその日でもまた土のうをつくろうということでしてございましたけれども、その後、雨がやみまして、実は昨日でございますけれども、職員ボランティアという形で400の土のうを使用した分を補う形で作製を、職員の協力をいただいていたところでございます。（「まちっと太が声でしゃべらんけん、聞こえんよ」と呼ぶ者あり）不足したことはございません。まだ十分であると認識しております。

議長（中村博満君）

4番。

4番（池末秀夫君）

ありがとうございます。もう早目早目で本当その400つくろうが、実際今後とも足りないようにならないのか、400が、600がいいのか、800がいいのか、そこら辺は御判断をお任せしますけれども。

続きまして、沖端川の決壊が河川の内側であったと、その大学教授のお話によれば、パイピング現象ではなかったんだろうかということでしたけれども、言葉としては私も初めて知

りましたけれども、このパイピング現象というのは御存じでしたでしょうか。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

聞いたことはございましたが、具体的にこうだったというのは、今回の決壊が起きました後に調べたというのが実情でございます。

議長（中村博満君）

4番。

4番（池末秀夫君）

このパイピング現象ですね、実際水が伝わっていきながら堤防を弱くしていくということなんですけれども、これが実際にずっと点検等をしておらないとなかなかわからないものとは思いますが、こちらは堤防巡視ということに對しましては、大川の部分について、大川ではそういったことは先ほど来は草刈りをしているときにということでありましたけれども、実際見てわかるものかどうかわかりませんが、そこまでしてあるものでしょうか。お願いいたします。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

市長も答弁いたしましたように、毎年定期的に点検調査業務を業者に委託して行われております。

議長（中村博満君）

4番。

4番（池末秀夫君）

ありがとうございます。業者ということで、もう次に行かせていただきます。

今回、国においては南海トラフのシミュレーションが出ました。実際、先ほど来私も言っておるように、防災も大事なんですけれども、堤防決壊のシミュレーションということで、南海トラフみたいな感じでした場合に、特に筑後川の近くがもし決壊した場合に、そこが何メートル、2メートルとか1メートル50とか浸水して、小保地区においてとか大川地区において1メートルぐらい浸水する等、そういう想定をした場合に、とにかく高齢者等を、また

逃げ場のない平家建ての住居等をですね、住んでいる方々を早期の避難誘導をして二次被害を減らすことが大切じゃないかと思えますけれども、むやみに市民に不安を与えるようなことはいけないと思えますけれども、事情を促すためにもそういったことが必要ではと思えますけれども、そこまで深く入ったところで、やせ細っている堤防が実際新田大橋の手前にあるということで、27年度完成ですけれども、そういったところがもし決壊したらとか、そういうシミュレーションはできないものでしょうか。

議長（中村博満君）

総務課長。

総務課長（今泉貞則君）

具体的に堤防が決壊したときというのが、なかなか私どもではシミュレーションは難しいのではないかというふうに考えております。

議長（中村博満君）

4番。

4番（池末秀夫君）

わかりました。シミュレーション自体がもう難しいということですので、これ以上はちょっと質問をそしたら変えさせていただきます。

とにかく災害はもう早い段階での逃げるが勝ちということで、この浸水被害を想定した場合に、今、下水がずっとできてきておりますけれども、もし1メートルほど浸水を大川、特に大川校区内でとかあった場合に、この下水の構造上、下水はどういったふうになるんでしょうか。あふれるとか、そのまま使えるとか、東日本ではこれがあふれた状況がやっぱり出ていたもので、トイレが何日か使えないとか、そういった状況があったもので、大川においては状況がそういった想定ができるのかどうかお聞きしたいと思います。

議長（中村博満君）

上下水道課長。

上下水道課長（武下知寛君）

当然、下水道管、道路に埋設しておりますが、それがあふれたら当然マンホールから入ると思われま。す。ですから、使えないということはないでしょうけど、管があふれるという現象は出てくると思います。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）

ちょっと質問の趣旨が受け取りが違つかもしれませんが、大川市と柳川市、最近の下水道はいわゆる分流式といいまして、雨水と汚水を分けておりますので、福岡市みたいに、あるいは北九州市みたいに古いやつは合流式というか、雨も汚水も一緒くたにやりますので、合流式ではやっぱり、今議員が御指摘になるようなトラブルが起こると思いますが、分流式の場合は割合強いんじゃないかと、ただ、水位が上がりますと、オキシデーションディッチ槽というのか、最終沈殿池まで入りますとちょっとしばらくはダウンするようなことはあり得ると思います。

議長（中村博満君）

4番。

4番（池末秀夫君）

御答弁ありがとうございました。

続きまして、災害発生時の連絡体制についてということでお聞きしたいと思います。

自主防災組織の設置状況について23の設置があっているということですが、これはあと幾つ設置が必要なんでしょうか。お願いいたします。

議長（中村博満君）

総務課長。

総務課長（今泉貞則君）

先ほど市長も壇上から申し上げましたように、23年度に実は県の補助事業を受けまして、23年度から取り組みをしております。今年度は一応当初予算で10団体を目標にしております。今のところ3団体ということでございまして、じゃ、どれだけを目標にするのかと、100%が目標ではないかというふうには考えております。

議長（中村博満君）

4番。

4番（池末秀夫君）

この100%はもちろんだと思いますけれども、地区によりまちまちなんですけれども、この自主防災組織、私の見解からすると、早急にこれはつくらなければいけないという考えでございましたけれども、ことしに10団体とか、来年にまた何団体とか、100%になるかどうか

わからないということで、それでよろしいんですかね、その100%を早急にしないけんとかいうわけじゃないですか。

議長（中村博満君）

総務課長。

総務課長（今泉貞則君）

それはもう議員おっしゃいますように、早目に100%の目標達成するのが一番理想ではないかというふうには考えております。

ただ、昨年初めての取り組みをやりまして、おかげさまで20団体の設立をしていただいたわけございまして、今年度も特に木室校区のほうでは十分また力を入れていただいて設立がふえるようございまして。じゃ、それだけ当初から全、100%の分の予算を計上して取り組んで可能かといったときに、どうかなというところも実はございまして、今年度一応10団体の予算でお願いしたということでございまして、当然それを上回るような組織率になりましたときには補正でお願いしたいというふうには考えておるところでございます。

以上です。

議長（中村博満君）

4番。

4番（池末秀夫君）

自主防災組織については、なかなか行政のほうとして各校区、各部落単位でこういった方々が実際災害があった場合に避難とかというのはなかなか把握しにくいと思います。やはりこの自主防災組織というのは、その地区地区においての隣近所ですね、やっぱりしっかり結びつけるものだと思いますので、何がネックになってなかなかできないところがあるのか把握できませんけれども、なるべくスムーズにできるようにお願いしたいと思います。

続きまして、またこの自主防災組織と、また区長に災害発生時、連絡体制ということで電話回線がパンクしたり断線で不通になって電話がつかないと、そういったときには防災無線等を使うということでありますけれども、それで区長とかに小さい指示というか、そういったことはもうできないと思いますけれども、そういったやつはもう防災無線ありきということでよろしいんですかね。

議長（中村博満君）

総務課長。

総務課長（今泉貞則君）

先ほど壇上から市長が答弁申し上げましたように、防災無線では今のところ屋外のスピーカーを通して音声で伝達するというのみでございまして、雨が強くて窓を閉めてあるとなかなか屋内で聞こえないとかいうのもございます。

先ほど市長から補正予算をお願いしているということですが、実は戸別受信機というのが屋内に設置すれば、それを利用すると受信ができるということでございますので、それを各校区に1カ所ぐらいの電波を飛ばすところを設けまして、今現在、設置しているコミュニティ無線の鉄塔の上に受信機と変換器ですね、今MCA無線ということでデジタルで受信をしまして、その戸別受信機というのがアナログに変換しないといけないという、ちょっと作業があるそうですけれども、その作業をやりまして、電波局のほうの無線の電波の許可をいただきまして、大体6校区1カ所程度ずつそういう受信、送信の施設ができれば大川市内全域を網羅できると。まず考えておりますのは、区長さん、あるいは自主防災組織の代表の方のところはその戸別受信機を貸与という形で市のほうから配布して二重三重と、先ほど市長も申し上げましたように、そういう補完をしていこうということでお願いをしておるところでございます。

議長（中村博満君）

4番。

4番（池末秀夫君）

ありがとうございました。

今回ですね、私、防災についてということ、この1点で質問をさせていただきましたけれども、今回の九州北部豪雨ということがやはり、特にお隣の沖端川、矢部川の決壊に鑑み、防災ということも本当重要ですが、やはりそれでもう安全だということを余り市民が思っていると、いつ何どきやっぱり災害が起こるかわからないということで、また防災について質問をさせていただきました。もういかなるときもやはり自助ですね、自分の身は自分で守る、また、共助として、できることがあれば弱い人、高齢者とかそういう方々を助ける、こういったことをやっぱり地域においてしっかりやってもらいたいと思います。

また今回、これから台風のシーズンになりますけれども、今後とも災害のない安心な安全なまち大川でありますように願ひまして、今回の私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（中村博満君）

以上で本日の一般質問を終わります。

14番。

14番（永島 守君）

ここで動議を提出したいと思います。

先ほどからいろんな方々に論議がなされた防災の件につきましての特別委員会の設置の提案について、ここで動議を出したいと思います。

まず、動議の成立のために賛同いただく議員にお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

議長（中村博満君）

特別委員会をつくるということですか。

14番（永島 守君）

そうです。

議長（中村博満君）

はい、わかりました。

14番（永島 守君）

動議は成立しましたでしょうか。

議長（中村博満君）

ただいま14番永島守君から防災についてに関する調査特別委員会設置について動議が提出されました。動議成立には、ほかに1人以上の賛成が必要です。本動議提出に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

所定の賛成がありましたので、本動議は成立いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

なお、休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、議会応接室にお集まりいただきますようお願いいたします。

なお、再開時刻については後ほどお知らせいたします。

午後 3 時14分 休憩

午後 3 時59分 再開



議長（中村博満君）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

それでは、花宗川強制排水ポンプ設置に関する調査特別委員会設置についての動議を直ちに議題といたします。

本動議の提案理由の説明を求めます。14番永島守君。

14番（永島 守君）（登壇）

（仮称）花宗川強制排水ポンプ設置特別委員会、この件につきまして、私の提案理由を述べさせていただきます。

これまで長い期間にわたって花宗川周辺住民は河川による災害の不安を抱え今日に至っていることは皆さん既に御存じのとおりであります。幸いにもこのたびの北部九州集中豪雨による大きな被害は免れたものの、近隣の市町村であります八女市、柳川市等におきまして、私どもの想像を超えるような甚大な被害が出たわけであります。

皆さん御存じのとおり、災害は予期せぬときにやっけてまいります。花宗防潮水門完成によって高潮による不安は解消されたわけですが、花宗防潮水門建設工事着工前より、また、それと同時期に排水ポンプの設置要望を続けてまいっておりました。それが執行部の説明によりますと、現在に至っているというようなことでございます。

このたびの北部九州における集中豪雨の被害はまことに甚大であり、地域住民の不安はさらに高まっていることは既に皆さん方が御存じのとおりであります。

時の陳情におきまして、花宗川の強制排水ポンプ設置に対し、その必要性は国においても十分に理解をいただいております。金剛院防潮水門完成まで待っていただきたい旨の回答を受けたと私は記憶をいたしておりますけれども、既にこの事業より本年3月に10年をかけた事業が完成をいたしております。そのことから、今後、大川市においてどのような要望がなされているのか、私どもには詳細にわたっては報告がございません。全員協議会の議員の机の上に要望書の写しが配付されるだけでございます。言葉による報告等は受け取っておりませんが、このまま議会としても行政だけに任せておいていいのかと、地域住民の方々のいろんな思いを思うたびに私は胸の痛い思いがするわけでございます。

大川市の市民の、そして生命、財産を守る、その思いを持って本日ここに（仮称）花宗川強制排水ポンプ設置調査特別委員会の設置提案をする次第でございます。

同志の皆さん方のお一人でも多くの方々の御賛同をいただきますように、この壇上からお

願いを申し上げ、私の提案理由の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（中村博満君）

提案理由の説明は終わりました。

次に、お諮りいたします。

花宗川強制排水ポンプ設置に関する調査特別委員会設置について、動議のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本件については複数の委員で構成する花宗川強制排水ポンプに関する調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査することに決定いたしました。

委員選出のため、暫時休憩をいたします。

直ちに全員協議会を大会議室にて行いますので、御参集いただきますようお願いいたします。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

なお、再開時刻は後ほど知らせます。

この際、申し上げます。本日の会議が午後5時に至ってもなお終了し得ないときは会議時間を延長いたしますので、あらかじめ申し上げておきます。

午後4時4分 休憩

午後4時19分 再開

議長（中村博満君）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により議長の指名によることになっております。

ただいまから指名しようとする花宗川強制排水ポンプ設置調査特別委員会の指名を申し上げます。

1番内藤栄治君、3番古賀龍彦君、5番水落常志君、6番石橋忠敏君、9番平木一朗君、10番箴島かおる君、12番石橋正毫君、14番永島守君、15番福永寛君、17番川野栄美子君、以上10人を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました10人の諸君を花宗川強制排水ポンプ設置に関する調査特別委員会委員に選任することに決しました。

委員長、副委員長については、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

それでは、指名をいたします。

委員長に14番永島守君、副委員長に17番川野栄美子君、12番石橋正毫君、以上、委員長1人、副委員長2人を指名いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、この件につきましては、これにて終了させていただきます。

なお、次の本会議は明日午前9時から開くことになっておりますので、念のために申し添えます。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時22分 散会